

総合対策の背景と方針

（１）街頭犯罪及び侵入犯罪の情勢

我が国の刑法犯認知件数は、平成8年以降、7年連続で戦後最多を更新しており（第3章「厳しさを増す犯罪情勢」参照）、なかでも、街頭において敢行される犯罪（街頭犯罪）や住宅等に侵入して行われる犯罪（侵入犯罪）（以下「街頭犯罪等」という。）が急激に増加している（図2-1、図2-2）。過去5年間における刑法犯認知件数の増加数は約80万件であるが、このうち街頭犯罪の増加数は約50万件、侵入犯罪の増加数は約10万件であり、ここ数年の増加傾向はまさに街頭犯罪及び侵入犯罪の増加によるところが大きい。

図2-1 主な街頭犯罪の認知件数の推移（平成10～14年）（グラフは指数）

区分	年次	10	11	12	13	14
路上強盗（件）		1,119	1,495	2,070	2,509	2,888
非侵入盗		845,915	955,037	1,079,739	1,209,220	1,263,759
ひったくり		35,763	41,173	46,064	50,838	52,919
部品盗		61,192	73,824	101,338	129,380	128,539
車上ねらい		252,092	294,635	362,762	432,140	443,298
自動販売機荒し		181,444	222,328	190,490	170,470	174,718
その他		315,424	323,077	379,085	426,392	464,285
乗り物盗		705,431	694,375	754,939	827,593	775,435
自動車盗		35,884	43,092	56,205	63,275	62,673
オートバイ盗		246,364	242,977	253,433	242,517	198,642
自転車盗		423,183	408,306	445,301	521,801	514,120
粗暴犯（街頭）		23,550	25,393	36,442	41,930	42,966
暴行（街頭）		4,165	4,400	7,663	10,122	11,464
傷害（街頭）		10,281	10,750	15,702	18,069	18,981
恐喝（街頭）		8,854	9,957	12,619	13,192	11,975
その他（街頭）		250	286	458	547	546
性犯罪（街頭）		2,543	3,203	4,594	5,921	6,109
屋外強姦		670	634	859	900	934
強制わいせつ（街頭）		1,873	2,569	3,735	5,021	5,175

注：図中、「街頭」とは、道路上、駐車（輪）場、都市公園及び空き地を指す。

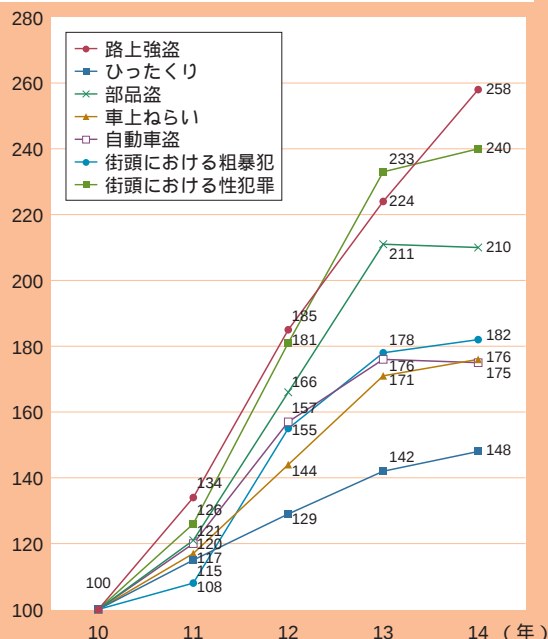
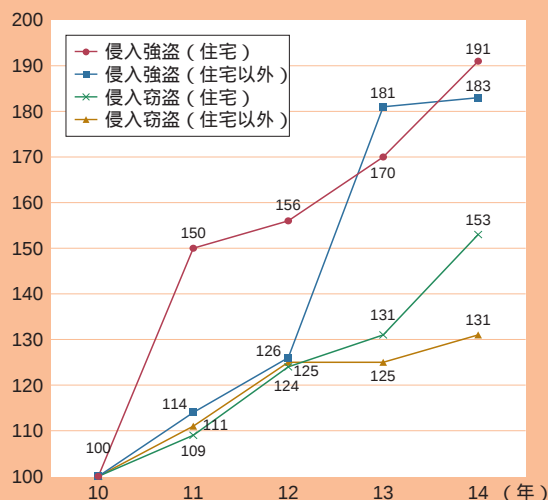


図2-2 主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成10～14年）（グラフは指数）

区分	年次	10	11	12	13	14
侵入窃盗（件）		237,703	260,981	296,486	303,698	338,294
	うち住宅	123,863	134,492	154,074	161,883	189,336
侵入強盗		1,314	1,649	1,786	2,335	2,436
	うち住宅	418	625	654	711	797

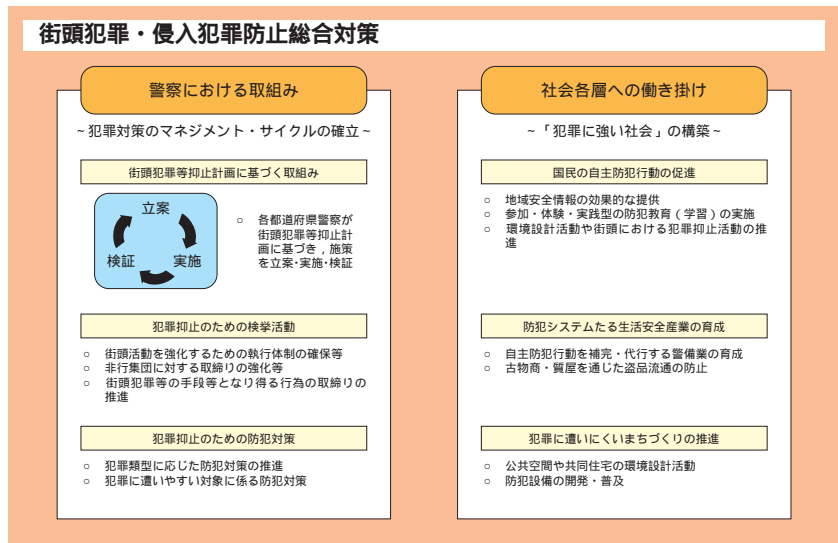


街頭犯罪は、その多くが少年によって敢行されており、街頭犯罪8罪種^(注)の検挙人員における少年の割合は約7割に達している。また、多くの街頭犯罪が、交番等に勤務する地域警察官によって検挙されており、街頭犯罪8罪種全体では4万人強と8割を超えている。

侵入犯罪は、とりわけ住宅を対象とした侵入窃盗の増加が著しく、13年から14年の1年間で17.0%の増加となっている。侵入強盗は、住宅のほか店舗を中心に被害が拡大しており、5年間で2倍近く増加している。

(2) 総合対策の基本的考え方

このような情勢にあっては、犯罪の発生、とりわけ国民が身近に不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための諸対策を推進し、良好な治安の回復を図ることが喫緊の課題である。警察では、生活安全・刑事・交通・警備等の関係各部門が連携したプロジェクトチームを編成するなどして総合的な体制を確立するとともに、次のような方針に基づいて対策を推進している。



① 犯罪対策のマネジメント・サイクルの確立 ～ 街頭犯罪等抑止計画の策定・実施・評価

犯罪の総量の抑制を図るためには、重要事件の検挙のみならず、科学的・多角的な現状分析と将来予測に基づいて、重点を絞った検挙・防犯対策を継続して実施することが重要である。そのため、実効ある対策を立案することはもちろんのこと、対策を推進するための効率的な業務管理と効果測定を行うことが不可欠であり、犯罪の抑止に関する計画を地域ごとに策定し、実施し、評価する一連のマネジメント・サイクルを確立することが求められる。

各都道府県警察においては、平成15年1月から、地域の犯罪実態に応じ、対象とする地域や犯罪類型に重点を絞った「街頭犯罪等抑止計画」を策定し、諸対策を推進している。

② 「犯罪に強い社会」の構築 ～ 自主防犯行動の促進と防犯システムの確立

犯罪の発生抑止に万全を期すには、警察のみによる努力では限界があり、国民、地域社会、関係機関・団体が果たすべき役割は大きい。しかしながら、近年、社会の犯罪抑止機能が低下しつつあるなど、犯罪の発生を抑止するための社会環境は、非常に厳しいものとなっている。警察は、このような情勢を踏まえ、国民一人ひとりと関係機関・団体による自主的な防犯行動を促進するとともに、犯罪の発生と関連の深い社会・経済の仕組みに、犯罪の発生抑止に資する「防犯システム」を組み込むことで、「犯罪に強い社会」を構築していくこととしている。

(注) 統計上、街頭犯罪検挙人員に占める少年の割合及び地域警察官等により検挙されたものの割合を算出できる罪種は、8罪種（路上強盗、ひったくり、部品盗、車上ねらい、自動販売機荒し、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗）に限られる。

街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための検挙活動

(1) 非行集団に対する取締りの強化，解体補導及び立直り対策の推進強化

ひったくり，路上強盗等の街頭犯罪は，その検挙人員の約7割が少年によって占められており，暴走族や非行少年グループ等の非行集団によって敢行される各種の犯罪は，我が国の治安にとって無視できないものとなっている。

非行集団は，暴走行為，集团的暴行事件等の集团的な違法行為に限らず，遊興資金や背後にある暴力団等への上納金等の獲得を目的として各種の街頭犯罪を敢行することが多く，また，暴力団等が非行集団を裏から支え，これを資金源としていることも少なくない。

警察では，非行集団に対する取組みを街頭犯罪抑止対策の重要な柱と位置付け，少年部門，交通部門，刑事部門の連携を強化して，非行集団やその予備軍となる非行少年，更には非行集団の背後にある暴力団等による犯罪を徹底的に取り締まり，非行集団の弱体化，解体を図っている。



い集する非行集団

事例

広島県警察では，平成14年4月，暴走族対策について部門を超えた取組みを行うため，これまで交通部が行っていた暴走族対策と生活安全部が行っていた少年犯罪対策とを統合して，少年対策本部参事官の下に暴走族・少年犯罪対策課を新設するとともに，従来，少年事件を扱っていた少年課を少年育成課と改称して少年の非行防止，立直り対策に当たらせることとした。暴走族・少年犯罪対策課は，暴力団対策部門と連携をとりながら，少年非行集団に対する取締りを多角的に行うとともに，少年育成課は，「暴走族離脱サポートセンター」を中心に，暴走族からの離脱支援や離脱後の就労・社会奉仕の促進を行っている。

コラム 1

地域住民の暴走族追放気運の高揚と条例の制定

暴走族の根絶には，警察による取締りのみではなく，地方公共団体等の関係機関・団体，地元住民等が連携し，地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚を図っていく必要がある。

暴走族追放条例は，10年9月，宮城県亘理町で初めて制定されて以来，地域における暴走族追放気運の盛り上がりとともに，14年度末現在，18府県46市144町23村において制定されており，警察は暴走族の実態等について情報を発信するなどして，これに協力しているところである。

これらの条例においては，地方公共団体，住民，関係事業者等の責務や役割が規定されるとともに，地域の実情に応じて，暴走行為等に対する罰則規定が盛り込まれている。

また，このような取締りを強化する一方で，学校等の関係機関との連携や少年警察ボランティアとの協力により，少年が非行集団に加入することを阻止するとともに，少年の非行集団からの離脱を促し，更には検挙された少年が非行集団へ戻ることを防止するための「居場所づくり」等，少年の立直りのための取組みを進めている。



少年の立直り支援（ロックバンド塾）



少年の立直り支援（パソコン教室）

コラム 2

非行集団の切り崩し作戦「この時代、暴走族やってて恥ずかしくない？」

非行集団の弱体化、解体を図るためには、取締りの推進のみならず、加入阻止、離脱促進により切り崩しを進めるとともに、以後において非行集団へ舞い戻させないためにも、少年の立直りを支援することが必要である。

大阪府警察では、暴走族の取締りに際し、ひたたくり、路上強盗、オートバイ盗や大阪府安全なまちづくり条例に基づく鉄パイプ等の携帯禁止違反を積極的に取り締まる一方で、「この時代、暴走族やってて恥ずかしくない？」と書いたパンフレットを配布して「暴走族ダサイ作戦」を展開した結果、高校生の意識に暴走族離れがみられるなどの効果が現れつつある。

また、組織的かつ総合的な解体対策を推進する必要があると認められる非行集団を「要対策非行少年グループ」に指定し、検挙・解体対策班が、少年に対する捜査に着手する段階から、事件の捜査を担当する捜査担当官と少年の立直り支援等を行う補導担当官を同時に派遣する取組みを進めている。

このような取組みにより、少年が犯罪を敢行するに至った原因や動機の解明とそれに応じた再非行の防止等、きめ細やかな立直り支援に努めている。



暴走族ダサイ作戦のパンフレット

(2) 街頭犯罪等の手段となり得る行為等の取締りの推進

犯罪の発生を抑止するためには、街頭犯罪や侵入犯罪そのものの検挙のみならず、それ以前の段階で、街頭犯罪等の手段となり得る行為や街頭犯罪等に発展するおそれのある行為を検挙するとともに、街頭において公然と行われている違法行為について、適切な指導取締りを行うことが重要である。警察は、このような違法行為を放置することが、ひいては犯罪の増加にもつながるとの観点から、小さな違法行為であっても看過することなく、事案の内容に応じ、適切な指導取締りを推進している。

① 街頭犯罪等の手段となり得る行為の取締り

警察では、軽犯罪法の凶器携帯や侵入具携帯、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)の刃物携帯、いわゆる迷惑防止条例違反のような、街頭犯罪等の手段等となり得る行為の検挙活動を強化している(表2-1)。

表2-1 軽犯罪法違反(6罪種)の送致件数、送致人員の推移(平成10～14年)

年次 罪種	10		11		12		13		14	
	件数・人員	件数(件) 人員(人)	件数 人員	件数 人員	件数 人員	件数 人員	件数 人員	件数 人員	件数 人員	
凶器携帯（第2号）	1,195	1,159	1,263	1,233	1,303	1,275	1,488	1,460	1,676	1,633
侵入具携帯（第3号）	267	207	286	233	303	244	312	238	363	284
窃視（第23号）	453	417	476	404	462	410	478	448	472	444
追隨等（第28号）	174	159	216	203	303	284	218	210	209	199
田畑等侵入（第32号）	261	352	330	347	651	680	747	787	468	500
はり札，標示物除去（第33号）	2,998	3,099	3,791	3,925	4,453	4,620	4,366	4,501	3,098	3,200

② 街頭において公然と行われている違法行為の指導取締り

違法営業の看板掲出やいわゆるピンクビラの貼付・配布のように、街頭において公然と行われている違法行為に対しては、犯罪を犯しにくい環境づくりの観点からも、事案の内容に応じた適切な指導取締りが求められている。警察は、関係機関・団体やボランティアが行ういわゆるピンクビラや放置自転車の撤去、落書きの消去等の活動と連携して、これらの違法行為に係る指導取締りの効果的な推進を図っている。

事例

北海道札幌方面中央警察署では、道下最大の歓楽街である薄野地区を中心として、平成13年4月から、駐車違反の取締りやピンクビラの撤去等の環境浄化活動を強化し、犯罪発生の抑止を図っている。この対策は、軽微な違法行為についても積極的な指導取締りを行うことにより治安の維持を図るべきであるとする「破れ窓理論」^(注)に基づくものであり、札幌市のほか、商工会、飲食店関係者や民間のボランティアと連携して、この理論の実践に取り組んでいる。

この結果、違法駐車が対策の開始前から3分の1以下に減少したほか、同署管内の窃盗犯の認知件数が12年からの2年間で約15%減少し、また、薄野交番におけるぼったくりの被害相談受理件数が242件(12年)から31件(14年)に激減するなどの成果を収めている。

(注)「破れ窓理論(Broken Windows Theory)」は、地域住民の安心感と警察への親近感を醸成することを目的として警察官の徒歩によるパトロールを実施した米国ニュージャージー州の取組みをきっかけとして、1982(昭和57)年に米国で提唱された理論である。この理論は、従来では軽微な犯罪とされていた行為(公共空間での落書き、酔っ払い、物乞い等)であっても、それがコミュニティの利益を大きく侵害するものであるならば、警察や地域共同体は真剣に考え、対策を講じなければならないとするものである。例えば、窓ガラスの損壊は、軽微な事犯であり、初犯であることも多いため、厳しい処罰がなされることはあまりないが、壊れた窓が放置されていれば、そのビルには管理が行き届いていないことが明らかになる。他人の管理下でない財産はいたずらや犯罪の格好のえじきになり、瞬く間にビル全体、さらに地域全体が崩壊していく。「破れ窓」とは崩壊するコミュニティの比喻であり、破れ窓理論は、こうした悪循環に陥る前に警察と共同体が適切な対策を講じるべきだと主張するものである。

(3) 警察力の効果的な運用

街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するためには、地域警察官による街頭活動を強化するとともに、街頭犯罪等の現場における検挙活動を強力に推進する必要がある。警察は、組織・人員の効率的な運用を始めとする合理化を徹底して執行体制を整備し、捜査力・執行力の充実強化に取り組んでいる。

① 街頭活動を強化するための執行体制の確保

街頭活動を強化するためには、夜間、休日等、犯罪発生状況に比べて相対的に執行力の弱い時間帯や犯罪の多発地域における執行力を強化する必要がある。警察では、自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等の警察官の集中的配置・運用を進めているほか、地域警察官の勤務基準、勤務時間又は勤務制を見直すなどして、犯罪が多発する時間帯・地域における執行力の強化を図っている。

事例1

兵庫県警察では、4警察署の自動車警ら班に8時間3交替制を導入し、事件・事故が多発する夜間帯におけるパトカーの稼働率を高めるとともに、パトカーを交番等に前進待機させることなどにより執行体制を強化している。

事例2

千葉県警察では、警察署の限られた人員を迅速・的確に運用するため、警察官ロケータ・システムの導入を進めている。警察官ロケータ・システムは、地域警察官がGPS（Global Positioning System：全地球測位システム）の受信機を内蔵した移動端末を携帯することにより、通信指令室等の地図上に地域警察官の位置情報が表示されるシステムである。

従来、地域警察官が活動している位置を把握するためには、その警察官からの報告によるほかなく、管内全体の活動状況を瞬時に把握することができなかったが、このシステムにより、事案発生場所の近辺にいる地域警察官を現場に急行させることや、その現場まで無線により誘導することなど、効果的・効率的な指令を行うことが可能となった。

② 街頭犯罪等の現場における検挙活動の推進

警察では、街頭犯罪等が多発する時間帯・地域における重点的な職務質問の実施や職務質問技能に関する指導・教養の徹底等により職務質問を端緒とした検挙活動を強化するとともに、初動捜査の強化や本部特別捜査班の効果的な運用を進め、街頭犯罪等の現場における検挙活動の強化を図っている。

事例1

徳島県警察では、平成15年3月、地域課に職務質問技能指導員を中心とした「広域自動車警ら隊」を設置して、街頭犯罪が多発している地域を中心とした活動を実施し、銃刀法違反容疑者を逮捕するなどの成果を収めている。また、各パトカーに乗車した職務質問技能指導員が、取締り活動を通じて勤務員を指導することにより職務執行能力の向上も図っている。

事例2

香川県警察では、15年3月、捜査第一課に刑事、生活安全、交通、警備の各部門の専務隊員等からなる「街頭犯罪特別捜査隊」を設置し、隊員に対し、被疑者追跡訓練やベテラン刑事を講師とした捜査要領等の教養（刑事実戦塾）等実践的な訓練・教養を実施した上で、検挙活動を推進している。同隊は、同月、岡山市内における侵入盗事件の被疑者の男（48）を窃盗で逮捕するなどの成果を収めている。

街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための防犯対策

(1) 犯罪類型に応じた防犯対策の推進

① 街頭犯罪に係る防犯対策

○ 公共空間の環境設計活動

警察では、道路、公園、駐車・駐輪場等の公共空間について、「道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準」に基づき、犯罪防止に配慮した環境設計を行うなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくり（「安全・安心まちづくり」）を推進している。

・ 街頭緊急通報システム整備事業（警察庁）

「歩いて暮らせる街づくりモデルプロジェクト地区」（平成13年）、「安全・安心モデル街区」（14年）内の道路、公園に警察署への通報や映像の伝送が可能な街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）を設置

・ 子ども緊急通報装置整備事業（警察庁）

全国47か所の通学区の通学路、児童公園等に、警察署への緊急通報が可能な「子ども緊急通報装置」を設置（14年）



街頭緊急通報システム
（スーパー防犯灯）

道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準（抄）

1 道路

- 原則として、ガードレール、樹木等により歩道と車道とが分離されたものであること。
- 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 等

2 公園

- 植栽、いけがき、草むら、ぶらんこ等の遊戯施設等につき、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するための措置がとられていること。
- 当該公園の周辺に、交番・駐在所、子ども110番の家等が、又は当該公園に防犯ベルが設置されていること。 等

3 駐車・駐輪場

- 管理者が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備が設置され、又は周囲から見通しが確保された構造を有すること。
- 駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度がそれぞれ確保されていること。 等

○ 個別の防犯対策

・ 自動車盗対策

「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」（13年8月・国際組織犯罪等対策推進本部決定）に基づき、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省と関係民間16団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、1～2年間のうちに自動車盗の増勢傾向に歯止めを掛け、その後減少を図ることを目標として、「自動車盗難等防止行動計画」（14年1月）を策定し、イモビライザー等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策

等を推進している。15年3月には、「埠頭管理マニュアル」を制作し、埠頭管理者と警察、税関の緊密な連携を図っている。

・自転車盗・オートバイ盗対策

二輪車の盗難防止や盗難被害に遭った場合の速やかな被害品回復のため、自転車については法律により防犯登録が義務付けられており、オートバイを含めた二輪車については、(社)全国二輪車安全普及協会により、グッドライダー・防犯登録制度が運用されている。警察では、防犯登録に係る広報を行うとともに、関係業界に働き掛け、防犯登録制度の普及を促進している。

・路上強盗・ひったくり対策

路上強盗・ひったくりの発生状況やその手口について具体的な広報に努めるとともに、防犯協会や自転車関係業界と連携して、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止ネットや防犯ブザー等の防犯機器の普及を促進している。



自動車盗難防止の広報ポスター



ひったくりの手口を紹介した防犯ビデオ

事例

徒歩・自転車によるひったくりの実演及び防犯グッズを活用した防犯対策についてビデオを制作し、警察署から防犯協会、自治会等を通じて管内全戸に回覧させた(大阪)。

②侵入犯罪に係る防犯対策

○住宅の環境設計活動

警察では、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」の策定や「防犯モデルマンション登録(認定)制度」^(注)の整備・運用を通じて、犯罪防止に配慮した住宅の普及を進めている。

共同住宅に係る防犯上の留意事項(抄)

○基本事項

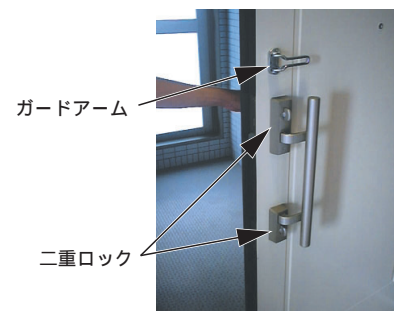
- ・共用出入口、エレベーターホール等における見通しの確保及び必要な照度の確保
- ・住戸の玄関扉に係る防犯措置(破壊に強い材質、こじ開け防止の措置等)、破壊及びピッキングに強い錠の設置 等

○推奨事項

- ・共同玄関扉へのオートロックシステムの導入
- ・エレベーターのかご内への防犯カメラの設置 等

○特に配慮すべき事項

- ・住戸の玄関扉における補助錠の設置
- ・住戸の窓における破壊が困難なガラスの使用 等



▼防犯モデルマンションの登録証



防犯モデルマンション

(注) 防犯に配慮した構造、設備の審査基準を策定し、これを満たしたマンションについて、防犯モデルマンションとして登録(認定)するもの。

○新たな侵入手口への対策

・カム送り解錠

「カム送り解錠」とは、特殊な道具を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働き掛けてデッドボルトを作動させ解錠する侵入手口である。警察庁は、既にその工具が一部業者により販売されていたことなどから、この手口に関する広報を実施する（14年9月）とともに、カム送り解錠が容易又は可能な錠前を過去に販売した錠前製造業者に対し、対策部品の供給や相談窓口の開設等を行うよう指導した。

・サムターン回し

「サムターン回し」とは、出入口ドアの施錠部付近にドリル等で穴を開けて用具を差し込むなどして、ドアの内側にある施解錠つまみ（サムターン）を回し解錠する侵入手口である。この手口による犯罪は、14年中に約800件発生するなど急激な増加傾向にあることから、警察庁では、関係業界と連携してサムターンカバー、ガードプレート等の対策部品の普及に努めている。

○防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進

侵入手段の巧妙化に対処し、侵入犯罪を防止するためには、錠前、窓ガラス、シャッター等の建物部品の防犯性能を高め、これを普及させていくことが重要である。警察庁では、国土交通省及び経済産業省と連携して、15の関係団体とともに「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、防犯性能の高い建物部品の開発・普及方策を検討している。15年3月には、建物部品に関し防犯上配慮すべき事項を侵入手口ごとに定めて公表するとともに、防犯性能の目安を侵入までに5分を超えるものと設定するなど性能評価の方法について方針を定め、その普及を図っている。



防犯ガラス

事例

警視庁葛西警察署は、民間防犯組織・団体等と連携し、住宅等に対する防犯診断及び防犯設備（ピッキングに強い錠前約2,000個、防犯ガラス約4,000等）の普及を行った。同警察署管内では、対策を講じて以降8か月間の空き巣ねらひの認知件数が約10%減少した。

コラム
3

「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」の制定

ピッキング用具等の特殊な開錠専用の器具を使用した侵入窃盗等の侵入犯罪は、国民に多大な不安を与えている。このような情勢を受けて、侵入犯罪の発生防止に資するため、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律が、15年6月に制定され、その一部が同年9月に施行された。

同法の主な内容は、次のとおりである。

特殊開錠用具の所持等の禁止

・業務その他正当な理由による場合を除いては、ピッキング用具等の政令で定める特殊開錠用具を所持してはならないこととした。

・業務その他正当な理由による場合を除いては、ドライバー、パール等の工具のうち政令で定める指定侵入工具を隠して携帯してはならないこととした。

指定建物錠の防犯性能に関する表示制度

・国家公安委員会は、政令で定める指定建物錠の防犯性能に関し、その製造・輸入業者が表示すべき事項等を告示するものとし、これに従った表示をしていない者に対する勧告及び命令の制度を設けることとした。

その他

・建物錠、ドア、窓又はこれらの部品の製造・輸入業者に対する国家公安委員会の援助、緊急時の建物錠の改善措置、特殊開錠用具の知情販売等の加重処罰、出入国管理及び難民認定法の一部改正等の所要の規定を整備した。



ピッキング用具一式

③犯罪に遭いやすい対象に係る防犯対策

○金融機関

金融機関を対象とした強盗事件は、発生が急激に増加しており（第3章「重要凶悪事件への取組み」参照）、灯油等を用いて放火する事案や銃器を発砲する事案等悪質な事案も増えている。警察では、金融機関の防犯体制や店舗等の構造、防犯設備等に関して満たすべき防犯基準を定め、関係機関・団体に対し指導を行うとともに、機会をとらえて、防犯訓練や警察官の巡回を実施している。



金融機関における防犯訓練

○ATM機・CD機

建設機械やその搬送車両を窃取し、これを使用してATM機やCD機を破壊して現金を窃取する事件が急増している。警察では、建設機械やその搬送車両の盗難を防止するため、エンジン鍵の確実な保管、チェーンによるアーム、車体等の固定、イモビライザー、GPS等を活用したセキュリティシステムの利用等の対策を関係業界に指導しているほか、「現金自動預支払機等防犯対策会議」を開催し、関係機関・団体とともにブースに関する防犯基準の策定等の対策を検討している。



建設機械により破壊されたATM機

○深夜スーパーマーケット

コンビニエンスストア等深夜スーパーマーケットを対象とした強盗事件は、ここ数年の間に急激に増加し（第3章「重要凶悪事件への取組み」参照）、特に都市部を中心に多発している。警察では、防犯体制、現金管理、店舗の構造等について定めた「深夜スーパーマーケットの防犯基準」に基づき、特に、固定式の投込式金庫の設置、カメラの常時作動及び録画を最低限実施するよう防犯指導に努めている。

また、地域の要所に所在し、深夜に従業員が稼働しているコンビニエンスストアは、同時に地域安全活動の一翼を担うことのできる店舗となり得るものであることから、警察では、自主防犯対策の強化、未成年者に対する酒類・たばこの販売や少年の深夜はいかい等の問題への対応等について協力を求めるとともに、子ども110番の家や防犯連絡所に指定するなど、コンビニエンスストアの地域安全活動への参画（セーフティステーション化）を推進している。

○現金輸送業務

増加傾向にある現金輸送車を対象とした強盗事件に対し、警察では、体制、現金輸送路線・時間、現金の積降し・積み込み・搬送等に関して防犯対策上の点検事項を定め、関係機関・団体に対して対策を強化するよう要請するとともに、個別指導を行っている。

(2) 国民の自主防犯行動の促進

治安を回復し、「犯罪に強い社会」を構築する上で、国民、地域社会、関係機関・団体が果たすべき役割は大きい。警察では、次のような取組みにより、国民の自主防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯行動の促進を図っている。

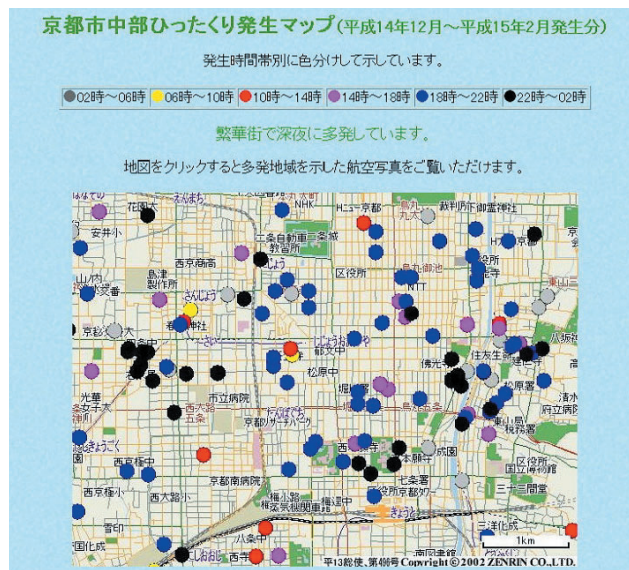
①地域安全情報の効果的な提供

居住地域における犯罪の発生状況等の地域安全情報を提供することは、国民の自主防犯意識の高揚を図り、実効ある自主防犯行動を促進する上で極めて重要である。警察では、地域における犯罪の発生件数のみならず、多発している罪種・手口の分析結果や犯罪からの具体的な防御手法等も含んだ幅広い情報の提供に努めている。

また、情報の提供方法についても、警察官による巡回連絡や町内会等を通じた提供はもとより、学校における児童、生徒等を通じた保護者への提供や犯罪の被害を受けやすい業種に係る業界団体を通じた提供、テレビ、ラジオ等の報道機関への素材提供やインターネット等の電子的媒体を活用した提供等を行っている。

事例1

京都府警察本部の犯罪情勢分析室では、管内で発生した街頭犯罪（8罪種）の実態を各警察署から電子メールで集約するシステムを構築するとともに、時間帯別に色を分けて見やすくした犯罪地図などをホームページで公開し、身近な場所における犯罪発生実態の情報を発信することで、住民の防犯意識の高揚に役立てている。



管内住民に広報している犯罪地図（京都）

事例2

警視庁では、犯罪の発生件数を市区町村別にグラフ化した統計や多発地域を色分けした犯罪地図をホームページ上に公開している。これを受けて、侵入窃盗の発生が都内最多であった世田谷区では、住民の不安を解消するため、学校警備や公園の巡回等の既存業務を拡充し、24時間体制で区内の住宅街や公園等の防犯パトロールを実施するとともに、防犯ボランティア活動の支援事業を併せて行うこととした。

②防犯相談の実施

警察では、新たな侵入手口の出現に際して、侵入手口を踏まえた防犯設備に関する防犯相談を積極的に行ったところであり、その後も、次のような相談に対応している。

- 錠前、防犯ガラス、ガードプレート、防犯ブザー等の防犯設備や防犯機器に関する相談
- 防犯灯の設置等、犯罪防止に配慮した公共空間・住宅の環境設計に関する相談
- ひたくり、侵入盗、強盗等の犯罪の被害に遭わないための方策に関する相談

③参加・体験・実践型の防犯教育（学習）の実施

地域での犯罪発生状況や具体的な防犯対策が容易に理解され、自主防犯行動が実践されるようにするためには、住民が参加・体験・実践する防犯診断、防犯訓練等を開催することが望ましい。警察では、防犯設備士等の専門家の参加を得ながら、機会をとらえて犯罪類型、対象者等に応じた防犯教育（学習）を実施している。



侵入に強い錠前を紹介する防犯教育

④環境設計活動の推進

住宅地、商店街等の地域において、実地調査等に基づき犯罪危険箇所の地図を作成して問題意識の共有を図る取組みや、自主的に防犯灯や防犯カメラを整備する取組み等が行われており、警察は情報の提供等により、これらの自主的な環境設計活動を支援している。

⑤街頭における犯罪抑止活動の推進

街頭において公然と行われ、住民の不安感を高めている違法行為を防止するため、関係行政機関、防犯指導員、職域防犯団体、ボランティア団体等により、いわゆるピンクビラや放置自転車の撤去、落書きの消去、危険箇所のパトロール等の活動が行われている。警察はこれを積極的に支援するとともに、これらの活動と連携して違法行為の指導取締りを推進している。

⑥地域安全活動パイロット事業の実施

警察は、地域住民の自主的な防犯行動を促進するため、地区を指定して重点的に地域安全活動に取り組む「地域安全活動パイロット事業」を実施している。この事業は、指定地区において各方面からの支援や協力を集中させるとともに、地区防犯協会を中心とした民間防犯組織の整備を進めることにより、地域の犯罪抑止効果を高めることを目的としている。

事例

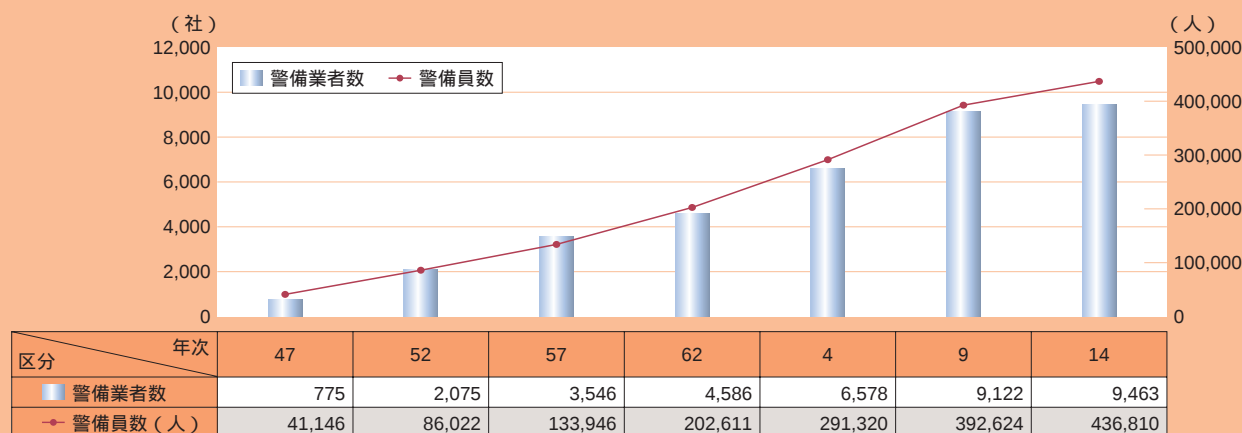
パイロット地区に指定された地区を管轄する警察署では、定期的な車両防犯診断及び防犯パトロールを実施するとともに、自主防犯組織の結成を働き掛けて、警察との協働による防犯活動を実施した。この警察署の管内では、14年中における侵入盗、強盗、性犯罪、乗物盗及び車上ねらいの認知件数が、13年の認知件数を下回った（茨城）。

(3) 防犯システムたる生活安全産業の育成

①防犯システムとしての警備業の育成

警備業の業務は、施設警備を始め、交通誘導警備、雑踏警備、現金輸送警備、ボディガード等の幅広い分野に及び、自主防犯行動を補完又は代行する重要な役割を担っている。また、ホーム・セキュリティシステム等に係る機械警備の普及拡大等に伴い、警備業は民間におけるセキュリティサービスとして定着してきており、平成14年末現在の警備業者数は9,463業者、警備員数は436,810人に達している（図2-3）。

図2-3 警備業者・警備員数の推移（昭和47～平成14年）



警察による警備業者に対する指導、監督等は、主に警備業務を適正に実施させる観点から行われてきたが、警備業が犯罪に強い社会を構築する上で不可欠な存在となっている状況を踏まえ、今後、警備業を警察が立案する犯罪対策体系の中に積極的に位置付けていくことが検討課題の一つとなっている。

警察は、その前提として、警備員等の検定制度を利用して、警備業務の種別に応じて専門的な知識及び能力の向上を図ることなど、質の高い警備員を確保し養成していくことを進めていくことが必要である。また、警備業が、犯罪の抑止に資する「防犯システム」として国民のニーズに的確にこたえることができるように、侵入犯罪対策の一環としての機械警備業務、テロ防止対策の一環としての重要施設警備業務について、その業務の在り方を検討していくこととしている。

また、14年には、警備業法が改正され、警備業者等の欠格事由について、暴力団員と密接な関係にある者等が追加されるとともに、精神病者に係る事由の見直しが行われたほか、変更の届出手続が簡素化された。



雑踏警備

事例1

兵庫県明石市の花火大会において発生した雑踏事故（13年7月）を受け（社）全国警備業協会では、契約の締結、計画の策定、警備活動の実施等が適正に行われるようにするため、警察庁と協力して「雑踏警備の手引」を制作し、関係事業者に配布した。

事例2

不審火事案が多発している3か所の警察署管内において、県が緊急地域雇用創出特別基金により、警備会社に夜間のパトロール（約50人）を委託実施した結果、14年9月から15年3月までの不審火事案が11件（前年同期比18件減）に減少した（静岡）。

②古物商・質屋を通じた盗品の流通防止と被害品回復

古物営業法及び質屋営業法は、古物商、質屋に盗品等が持ち込まれる蓋然性が高いことに着目して、これらの業者取引の相手方の確認や不正品の疑いがある場合の申告、取引の記録等を義務付けることによって、盗品等の市場への流入を阻止するとともに、いったん流入した盗品等を発見するなどして、窃盗その他の犯罪の防止及びその被害の回復を図ることとしている。警察では、犯罪情勢や取引実態に配意しつつ、その適正な施行に努めている。

○古物営業法の改正

高度情報通信ネットワーク社会の進展とともに、古物取引においてもインターネットの利用が拡大してきている。これに伴い、古物商の確認等の義務に関する規制緩和要望が提出されていたほか、ホームページを利用した無許可業者が出現するとともに、インターネット・オークションにおける盗品等の処分が多発するなどの状況が生じていた。

このような状況を受け、古物営業法の一部を改正する法律が14年11月に制定され、15年9月1日より施行された（一部については15年4月1日施行）。その主な内容は、次のとおりである。

ア インターネットを利用した古物取引に関する規定の整備

ホームページを利用して取引を行う古物商に関し、ホームページアドレス（URL）の届出、氏名又は名称、許可証番号等の表示等の遵守事項等を定めるとともに、古物商が取引の相手方の確認等を行う方法として、相手方による電子署名が行われた電磁的記録の提供を受けることなどを追加した。

イ インターネット・オークションにおける盗品等の売買防止等のための規定の整備

インターネット・オークション事業者について、営業の届出制、遵守事項（盗品等の疑いがある場合の申告義務、出品者の確認及び取引の記録に関する努力義務）、警察本部長等による競りの中止の命令、業務の実施の方法に関する認定制度等の必要最小限の規定を設けた。

ウ その他

品触れの効果的な活用のため、ファクシミリ等の情報通信の技術を利用する方法についての規定や古物商等への立入検査を一層推進するため、立入検査の主体に一般職員を含める規定等の整備を行った。

③防犯設備業との連携

国民が自主的な防犯行動をとるためには、安価で十分な量の優良な防犯設備が供給されていることが条件となる。防犯設備には、錠前、緊急通報装置、防犯カメラ、位置探知システム等様々なものがあるが、そのほとんどは民間によって開発・供給されていることから、警察は、犯罪情勢や手口の分析結果等を開発者に提供するなど、民間における開発を支援していくことが必要である。

また、（社）日本防犯設備協会において運用されている防犯設備士は、防犯設備の設計、施工や維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍しており、今後の防犯対策に大きな役割を担う「防犯システム」の一環として期待されるものであることから、警察では、環境設計活動、防犯相談、防犯診断等の際に、かかる専門家の支援を求めることができるように協力態勢の確保に努めている。

④その他

探偵社、興信所等の調査業については、詐欺事案等、悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶たないことから、警察では、悪質な調査業者の取締り等を行うことによって、調査業の健全な発展に取り組んでいる。

事例

フリーターの少年は、駐輪中のオートバイから部品を盗むなどした上で、別の少年に頼んで盗品をインターネット・オークションに出品し、売りさばいていた（11点、27万6千円）（大阪）。

交番，駐在所の地域警察官の活動

交番，駐在所は，地域警察活動の拠点として全国各地に置かれており，その受持ち区域において，住民の要望にこたえるための活動を行うとともに，すべての警察事象に即応する態勢をとることにより，地域住民のための「生活安全センター」としての役割を果たしている。

(1) パトロール等による犯罪，事故等への対応

①パトロールの実施

交番，駐在所（以下「交番等」という。）の地域警察官は，受持ち区域の犯罪の発生状況を分析し，犯罪が多く発生している場所や時間帯に重点を置いてパトロールを実施することにより，犯罪の抑止及び犯人の検挙に努めている。

パトロールに当たっては，不審な者に対する職務質問を実施するとともに，危険箇所の把握，犯罪多発地域の家庭等に対する防犯指導，パトロールカードによる地域安全の確保に必要な情報の提供等を行っている。



パトロール



立番

②立番，街頭での警戒

交番等の地域警察官は，交番等の出入口付近に立って警戒に当たる立番や，交差点等における警戒を行い，犯罪，事故の防止及び犯罪の検挙，交通指導取締り等に努めている。

③職務執行力の強化

地域警察官が犯罪を検挙するためには，職務質問技能を始めとする職務執行力の強化が不可欠である。そのため，職務質問技能，書類作成能力等の向上を目的とした各種教養を実施するとともに，卓越した職務質問技能を有する者を警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し，他の地域警察官への同行指導を行わせるなど，専門的な実務指導に当たらせ，地域警察官の職務質問技能の向上を図っている（表2-2）。

表2-2 地域警察官による刑法犯被疑者検挙人員（平成14年）

区分	総検挙人員	地域警察官による検挙	構成比（％）
刑法犯総数	347,558	269,501	77.5
凶悪犯	7,726	2,620	33.9
粗暴犯	49,615	24,108	48.6
窃盗犯	180,725	152,723	84.5
侵入盗	13,696	6,206	45.3
非侵入盗	167,029	146,517	87.7
知能犯	85,456	76,200	89.2
風俗犯	5,912	2,529	42.8
その他	18,124	11,321	62.5

注：知能犯には，占有離脱物横領を含む。

(2) 地域に密着した活動

① 地域住民と協力した活動

全国の交番等では、地域の安全と平穏を守るため、住民の要望等を把握する「要望把握活動」や、地域の身近な問題を解決する「問題解決活動」を行っている。

交番等の地域警察官は、受持ち区域の家庭、事業所等を訪問し、防犯、事故防止等についての指導連絡、住民の困りごとや要望等の聴取に当たる巡回連絡を行っている。

また、交番等の地域警察官と、各界、各層の住民等が、相互に検討・協議し、協力して犯罪、事故、災害のない明るいまちをつくるための場として、交番等を単位に「交番・駐在所連絡協議会」が設置されており、平成14年末現在、全国で1万3,644協議会となっている。

[C R 名刺]

巡回連絡の際に、住民に対して地域警察官本人の顔写真や似顔絵等を刷り込んだ「C R 名刺」(C R : Community Relations) の配布を進めることにより、地域住民との触れ合いを進めている。



巡回連絡

② 地域住民に身近な安全情報を提供する活動

全国の交番等では、「情報発信活動」の一環として、受持ち区域の事件、事故等の発生状況とその防止方策等の住民にとって身近な話題を伝えるミニ広報紙等を作成し、住民等に配布している。

また、犯罪、事故の発生状況や多発箇所等、地域の安全確保のため必要な情報を迅速・的確に地域住民に提供するため、公共施設等の人目に付く場所に「交番速報」を掲出している。

[情報発信活動]

交番等では、上記のほか、地域住民との間の F A X ネットワークの構築や C A T V (ケーブルテレビ) 等の各種広報媒体の効果的活用により、情報発信活動を行っている。

また、インターネットのホームページにより情報発信活動を行っている例もある。



交番速報

交番等の機能

(1) 交番等の運用形態

交番は、原則として、犯罪、事故等が多い都市部の地域に設置され、1当番当たり3人以上の交替制勤務の地域警察官により運用することとしており、駐在所は、原則として、都市部以外の地域に設置され、勤務場所と同一の施設内に居住する1人の地域警察官により運用することとしている。

全国の交番の数は6,556か所、駐在所の数は7,882か所である（平成15年4月1日現在）。



交番



駐在所

(2) 交番所長制度と交番等のブロック運用

警察では、地域の実情に即した効率的・弾力的な活動を推進するため、交番所長の配置や交番等のブロック運用を行っている。

○ 交番所長

- ・住民が多く来訪するなど、地域の拠点となる交番に配置
- ・日勤制で勤務し、交番の業務全体を把握し、統括

○ ブロック運用

- ・昼夜の人口、治安情勢等の地域実態に即した弾力的な警察活動を推進し、地域における警戒活動を一層充実させるため、近接する2以上の交番等を組み合わせてブロック単位で運用し、夜間の合同パトロール等を実施

(3) 交番相談員の配置

都市部の主要な交番には、警察官OB等からなる交番相談員が配置されている（平成15年4月1日現在で2,280人）。警察では、交番相談員の配置により、警察官がパトロール等の所外活動中でも、交番を訪れた住民に適切な対応がなされるよう努めている。

〔交番相談員の活動〕

交番相談員は、住民の意見、要望等の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預り、地理案内等を行っている。



交番相談員の活動状況

(4) 交番等の施設、設備の充実強化

警察では、住民が警察への相談、防犯についての会合等を行うためのコミュニティ・ルームを交番等に設けるなど、交番等の施設、設備の充実強化に努めている。

また、警察官が不在の場合でも地域住民が警察に連絡を取ることができるように、受話器を取ると警察署につながるホットラインを整備している。

(5) 遺失物の取扱い

交番等の地域警察官は、遺失物を速やかに遺失者等に返還するため、遺失・拾得届の受理業務を行っている。

平成14年中に警察が取り扱った遺失届は約323万件、拾得届は約516万件であった。拾得届のあった金品のうち、現金については約7割、物品については約3割が遺失者に返還されている（表2-3）。

表2-3 遺失物・拾得物の取扱状況の推移（平成10～14年）

区分		年次	10	11	12	13	14
通貨 (億円)	拾得届		135	132	131	133	129
	遺失届		430	429	417	414	399
物品 (万点)	拾得届		852	844	914	1,036	1,017
	遺失届		641	655	666	664	672



遺失物の保管状況

110番通報と通信指令システム

(1) 110番通報の現状

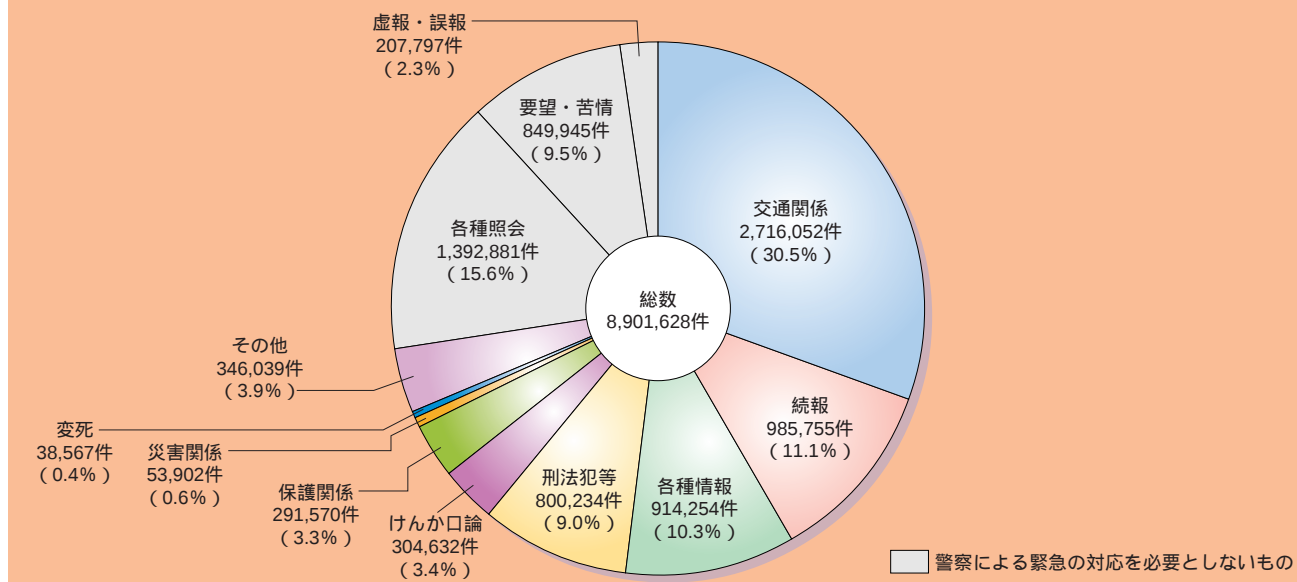
平成14年中に全国の警察で受理した110番通報の受理件数は約890万件で、13年に比べ約18万件増加した。これは、3.5秒に1回、国民14人に1人の割合で通報がなされたことになる。特に、携帯電話からの110番通報の増加が著しく、全体の半数以上（52.1%）を占めるまでに至っている（表2-4）。

表2-4 110番通報受理件数の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
件数（件）		5,048,171	5,256,806	5,709,973	6,198,980	6,516,130	6,899,188	7,216,210	8,087,976	8,716,922	8,901,628
指数		100	104	113	123	129	137	143	160	173	176
うち携帯電話からの件数		199,058	297,249	672,998	1,351,012	1,867,298	2,403,735	2,895,622	3,661,312	4,353,203	4,637,055
構成比（%）		3.9	5.7	11.8	21.8	28.7	34.8	40.1	45.3	49.9	52.1

注：指数は平成5年を100とした。

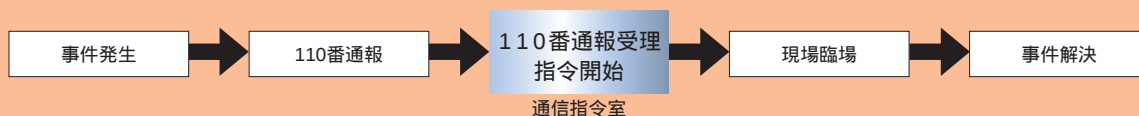
図2-4 110番通報の内容別受理件数（平成14年）



警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、市民に対して110番の適切な利用を呼び掛けるとともに、警察による緊急の対応を必要としない電話による相談等については、「#（シャープ）9110番」を利用するよう呼び掛けている。

また、携帯電話からの110番通報については、通報者が通報場所を正確に伝えにくく、受理及び指令に時間を要することなどから、通話中にはできるだけ場所を移動しないこと、通話終了後に電源を切らないことなどを呼び掛けている。

図2-5 通信指令



(2) 通信指令システムの概要

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察ごとに通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちにパトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令、他の都道府県警察への通報等を行い、人命の救助、被疑者の早期検挙等に努めている。



通信指令室

また、警察では、リスポンス・タイムの短縮のため、事案発生場所の早急な把握のための地理情報システムの導入やパトカーの活動状況が容易に把握できるカーロケータ・システムの導入等、通信指令システムの高度化に努めている。

① 緊急配備

重要事件等の発生に際し、被疑者を迅速に検挙し、事後の捜査資料を得るため、交番等の地域警察官を中心として、必要な警戒員を臨時かつ集中的に検問、張り込み等のために配置することを緊急配備と呼んでいる（表2-5）。

表2-5 緊急配備実施状況の推移（平成10～14年）

区分 \ 年次	10	11	12	13	14
実施件数（件）	7,099	7,211	8,652	9,459	11,422
検挙件数	2,761	2,631	2,864	3,008	2,904
検挙率（％）	38.9	36.5	33.1	31.8	25.4

② リスポンス・タイム

通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間のことをリスポンス・タイムと呼んでいる。平成14年中の110番集中収容地域^{（注）}におけるリスポンス・タイムの平均は7分2秒であった。

表2-6 110番集中収容地域における刑法犯のリスポンス・タイムと現場周辺における検挙状況（平成14年）

区分 \ リスポンス・タイム	3分未満	3分以上5分未満	5分以上10分未満
出動件数（件）	25,419	41,121	89,480
検挙件数	2,781	4,234	6,644
検挙率（％）	10.9	10.3	7.4

(3) 外国語による110番通報

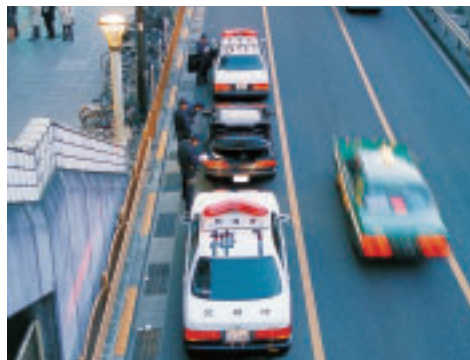
警察では、外国語による110番通報に対応するため、通信指令室に外国語に通じた警察官を配置するほか、通訳センターの係員や指定通訳員等の外国語が話せる警察職員に転送して三者間通話を行うなどの手法も導入している。

（注）110番通報を警察本部の通信指令室で直接受理するシステムが設けられている地域をいう。これ以外の地域では、警察署で110番通報を受理している。

事件，事故に即応するための諸活動

(1) パトカーの活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番、駐在所の地域警察官と連携をとりながら、管内のパトロールを行うとともに、その機動力をいかして犯罪、事故等の発生時における初動措置に当たっている。



パトカー（警ら用無線自動車）

〔パトカーの出動件数〕

110番通報を受理した際に通信指令室からの指令に基づきパトカーが出動した件数（表2-7）。

表2-7 パトカーの出動件数の推移（平成5～14年）

区分 \ 年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
パトカー出動件数（件）	1,812,969	1,616,741	1,744,477	1,659,282	1,824,463	1,905,039	2,052,454	2,444,604	2,469,127	2,356,668
指数	100	89	96	92	101	105	113	135	136	130

注：指数は平成5年を100とした。

(2) 水上警察活動

警察では、主要な港湾、離島、河川、湖沼等を管轄する全国の警察署等に警察用船舶約200隻を配備し、パトカーや警察用航空機との連携を図りながら、

- ・パトロール
- ・各種犯罪の取締り
- ・訪船連絡等による安全指導

等の活動を行っている。



警察用船舶

(3) 警察用航空機の活動

警察用航空機（ヘリコプター）は、全国に約80機配備されており、その機動性、高速性、広視界性という利点を活用し、

- ・ 交通情報の収集
- ・ 災害危険箇所の調査
- ・ 環境犯罪の監視

等を行っている。

また、犯罪、事故及び災害の発生に際しては、通信指令室、パトカー及び警察用船舶との連携を図り、

- ・ 情報収集
- ・ 被疑者の搜索及び追跡
- ・ 被災者等の救難活動

等の活動を行っている。



警察用航空機



警察用航空機による遭難救助訓練

[警察用航空機の出動状況]

平成14年中の警察用航空機の出動回数は2万6,292回であった。また、山岳遭難、水難等の救助活動では、1,747回出動し、463人を救助し、90遺体を収容した。

(4) 鉄道警察隊

鉄道警察隊は、鉄道施設における犯罪等の発生状況の分析結果に基づき、列車への警乗、駅構内のパトロール等を行い、

- ・ すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙
- ・ 少年補導
- ・ 迷い子等の保護
- ・ 鉄道事故における人命の救助

等を行っている。

上記のほか、最近では特に列車内や駅のホームにおける傷害、暴行、器物損壊等の犯罪が増加したことから、

- ・ 朝夕のラッシュ時間帯等における見張り
- ・ 列車への警乗の強化

等により、犯罪の未然防止活動を推進している。



鉄道警察隊員の活動

[女性被害相談所]

鉄道警察隊では、女性被害相談所を開設して、鉄道施設内等で犯罪の被害に遭った女性からの相談を受理している（表2-8）。

表2-8 女性被害相談所における相談受理状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
痴漢等の性的被害に関する相談（件）		2,561	2,722	2,463	2,391	1,785
その他の相談		488	515	664	449	608

地域住民の保護・支援活動

(1) 家出人，行方不明者等の発見・保護活動

警察では，警察官職務執行法等に基づいて，でい酔者，迷い子等の応急の救護を要する者の保護活動を行っている。また，家出人の発見・保護活動も行っており，犯罪に巻き込まれ，又は自殺するおそれがあるなどの家出人については，特にその迅速な発見・保護に努めている。

なお，平成14年中の家出人の発見数は，搜索願の届出がなされていない者も含め，9万2,205人であった。

図2-6 家出人搜索願受理件数の推移（平成10～14年）

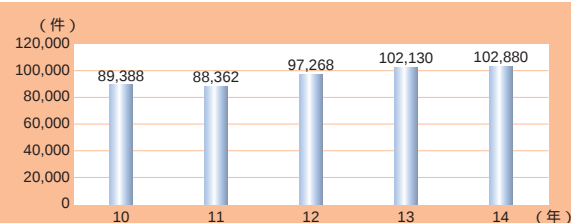
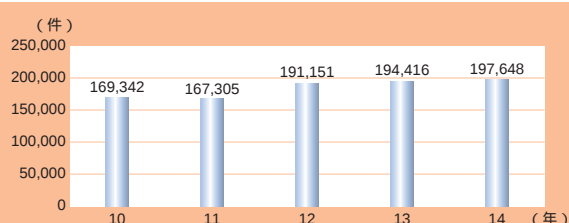


図2-7 保護取扱件数の推移（平成10～14年）



(2) 「長寿社会総合対策要綱」に基づく，高齢者に対する支援活動

○ 高齢者に対する保護活動

警察では，巡回連絡等を通じて高齢者に対し防犯指導等を行っている。また，はいかい高齢者の増加が問題となっていることから，自治体等と連携して「はいかい老人SOSネットワーク」を構築するなど，これらの者の早期発見・保護のための取組みを推進している。

○ 高齢者の社会参加活動

警察では，高齢者が安心して生きがいをもって生活できるように，老人クラブ等と連携して地域安全活動への取組みを通じた高齢者の社会参加を支援し，地域の連帯感や相互扶助機能の強化を図っている。

(3) 障害者を支援する活動

障害者は，犯罪，事故の被害に遭う危険性が高く，これらに対する不安感も強いことから，警察では，次のような各種施策の推進に努めている。

○ 手話交番の設置

- ・聴覚障害者のため，手話ができる地域警察官等を配置

○ 「FAX110番」，「メール110番」の設置

- ・電話機による意思の伝達が困難な障害者のため，緊急通報をファックスにより受け付ける「FAX110番」や，電子メール等により受け付ける「メール110番」を設置

(4) ホームレス対策の強化

都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし，日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）と地域社会のあつれきが生じつつある現状にかんがみ，平成14年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が施行されたことから，警察では，ホームレスの人権に配慮し，かつ，地域社会の理解と協力を得つつ，国又は地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に，地域安全活動，指導・取締り，保護活動，警察安全相談等の諸活動を通じて，ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進している。

女性・子どもを守る施策の推進と警察安全相談の充実強化

(1)「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づく取組みの推進

- 警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12月)に基づき、次のような施策を講じている。
- 女性・子どもが被害者となる犯罪等については、刑罰法令に抵触する事案につき、適切に検挙措置を講ずる。
 - 被害女性が検挙を望まない又は刑罰法令に抵触しない事案についても、事案に応じて次のような支援を行う。

- ・防犯指導等により、適切な自衛・対応策を教示
- ・地方公共団体の関係部局、弁護士等の他機関の紹介
- ・必要があると認められる場合には、相手方に指導警告を実施

また、子どもが被害者となる強制わいせつ、暴行、傷害等の犯罪が増加している現状を踏まえ、通学路、児童公園等において子どもが犯罪被害に遭いにくい環境を創出するため、子どもを守る緊急支援対策事業として「子ども緊急通報装置」を整備するとともに、子ども防犯テキスト^(注)を制作した。



子ども防犯テキスト

(2) ストーカー事案への対応

ストーカー事案は、殺人等の凶悪事件に発展する事案がみられることなどから大きな社会問題となっており、警察への相談件数も平成12年に急増し、以後も高い水準で推移している(図2-8)。警察では、被害者の意思を踏まえ、12年11月に施行されたストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)に基づいて、警告、禁止命令、援助等の行政措置を講ずることにより被害拡大の防止を図るほか、同法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙に努めている(図2-10)。また、各種法令に抵触しない場合であっても、防犯指導、関係機関の教示等を行うとともに、必要に応じて、ストーカー行為を行っている相手方に対する指導・警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を推進している。

図2-8 ストーカー事案に関する相談件数の推移(平成10～14年)

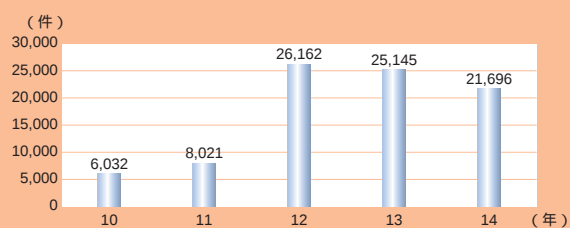


図2-9 ストーカー規制法の適用状況(平成14年)

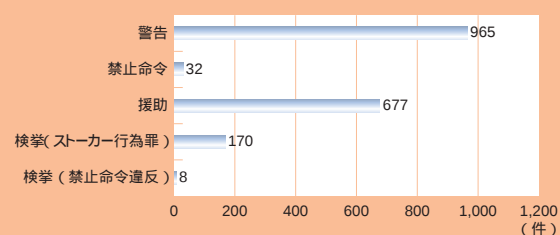
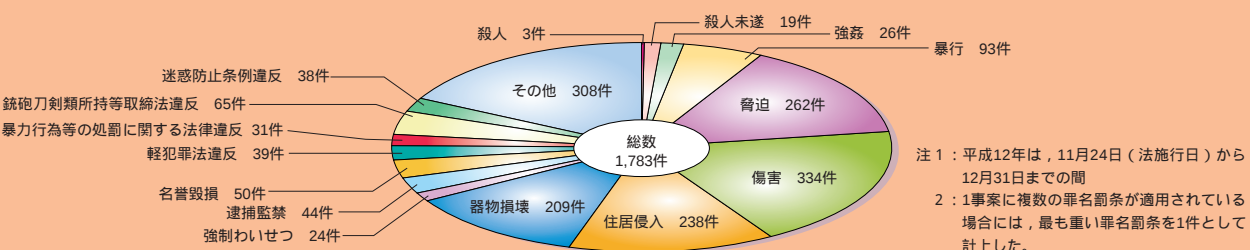


図2-10 ストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙状況(平成12～14年)



(注) 子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるため、また、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに防犯指導をするための教本として、子ども防犯テキスト「みんなで気をつけようね」及びCD-ROMを各4万7,000部制作し、全国の小学校及び警察署に配付した。

(3) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、平成13年10月に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づいて、裁判所から出された保護命令に違反した場合の検挙措置や被害防止措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体等と連携した被害者対策等を通じて、被害者の立場に立った積極的な保護対策を講じている。

表2-9 暴力相談等の対応件数（平成13，14年）

区分	年次	13	14
暴力相談等の対応件数		3,608	14,140

注1：対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

2：平成13年は、10月13日（配偶者暴力防止法施行日）以降12月31日までの間。

表2-10 被害者の年齢（平成14年）

年齢	～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
件数	204	3,224	4,917	2,704	1,928	865	269
割合	1.4%	22.8%	34.8%	19.2%	13.7%	6.1%	1.9%

注：年齢が不明の29件を除く。

図2-11 夫から妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力（殺人、傷害及び暴行）の検挙件数の推移（平成10～14年）

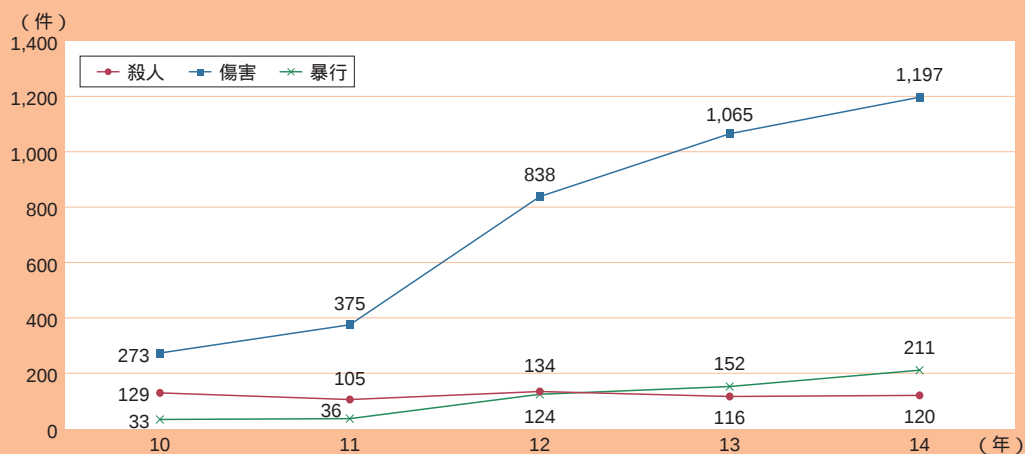


表2-11 配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る対応状況（平成14年）

裁判所から書面の提出要求（法第14条第2項）	1,059件
裁判所から保護命令の通知（法第15条第3項）	1,176件
接近禁止命令のみ	832件
退去命令のみ	4件
接近禁止命令及び退去命令	340件
保護命令違反の検挙件数（法第29条）	40件

注1：裁判所への書面提出数とは、配偶者暴力防止法に基づき、被害者が警察に「相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実」等を保護命令の申立書に記載した場合、裁判所からの求めに応じて、警察がその内容を記載した書面（配偶者からの暴力相談等対応票）を裁判所に提出した数。

2：保護命令（接近禁止命令、退去命令）の通知受理件数とは、配偶者暴力防止法に基づき、警察が裁判所からの保護命令発出の通知を受理した数。

(4) 警察安全相談の充実強化

平成14年中における相談取扱件数は105万8,772件で、12万8,544件（前年比13.8%増）増加した（図2-12）。

警察では、住民からの相談等に誠実にこたえるため、警察安全相談員や相談業務担当者の配置等を進め、相談された事案が刑罰法令に抵触する場合には検挙等の措置を講じることがもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても防犯指導、相手方に対する指導・警告等を行うことにより、犯罪等による被害の未然防止の徹底を図っている。

他方、国民から寄せられる相談は膨大かつ多岐にわたり、そのなかには、警察以外の機関において取り扱うことが適切であるものも含まれている。このような情勢の下、国民からの要望に行政として適切に対応するには、他機関の所掌に係る事案は当該他機関に円滑に引き継ぐなど、関係機関等と相互に緊密な連携を図ることが必要不可欠であることから、警察と関係機関等との相談ネットワークの構築を推進し、相談業務の充実に努めている。

図2-12 相談取扱件数の推移（平成5～14年）

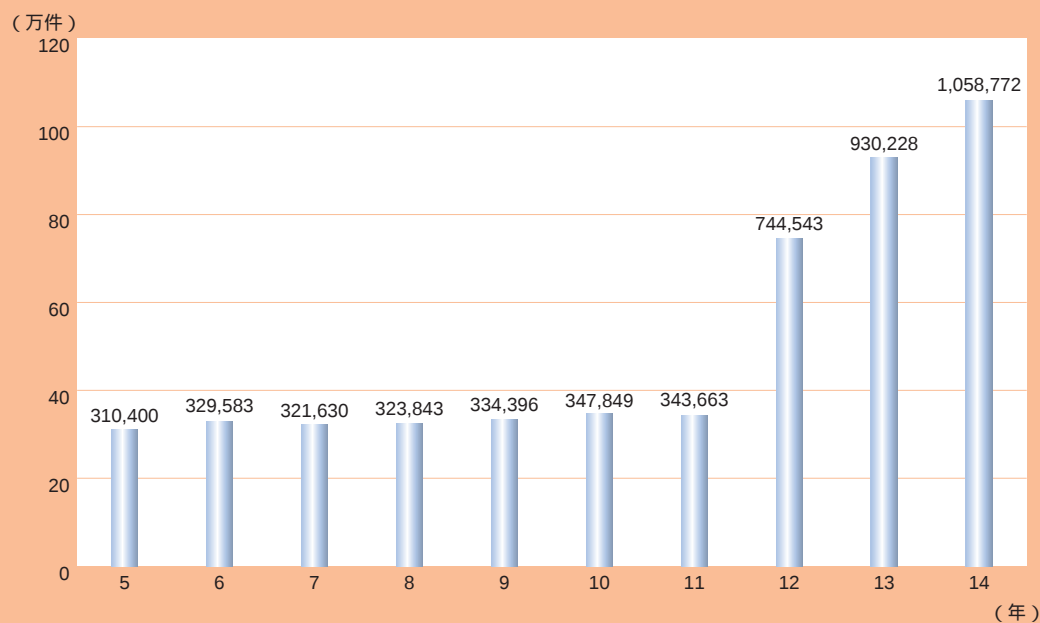


表2-12 増加している主な相談内容

相談内容	年次	13	14	増加数	増加率
悪質商法		30,610	65,008	34,398	112.4%
金銭・物品貸借		66,518	116,412	49,894	75.0%
ハイテク関係		9,305	13,562	4,257	45.7%
生活困窮		12,022	16,054	4,032	33.5%
男女間暴力		14,210	18,738	4,528	31.9%
職場、近隣、友人等の対人関係		29,285	34,154	4,869	16.6%

注：増加数、増加率は前年との比較。

ハイクテ犯罪の現状

近年目覚ましい発展を遂げている情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させるにとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重要なインフラとして機能するに至っている。「e-Japan戦略」(平成13年1月)では、「5年以内に世界最先端のIT国家となること」を目標に掲げ、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引の普及、電子政府の実現、人材育成の強化等の施策を国家戦略として推進していくこととしている。

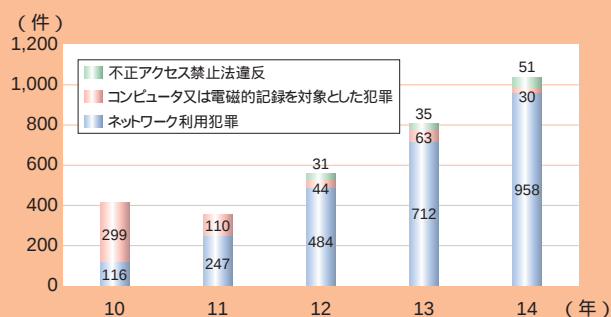
その一方で、ハイクテ犯罪^(注)の検挙数の急増、コンピュータ・ウイルスのまん延といった、情報セキュリティに対する脅威も増大しており、情報セキュリティ対策を推進し情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することは、国民の利益に直接的な影響を及ぼす問題となっている。

(1) ハイクテ犯罪の情勢

ハイクテ犯罪の主な特徴としては、匿名性が高いこと、こん跡が残りにくいこと、不特定多数の者に被害が及ぶこと、地理的・時間的制約が少ないこと、低コストで犯罪を行えることなどが挙げられる。

平成14年中のハイクテ犯罪の検挙件数は過去最高の1,039件にのぼっており、なかでもネットワーク利用犯罪が前年に比べ34.6%増加している。特に、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)違反は408件で、前年に比べて約1.7倍、青少年保護育成条例違反は70件で7倍となっているほか、インターネット・オークション等を利用した詐欺事件の検挙も増加している(図2-13、表2-13)。

図2-13 ハイクテ犯罪の検挙件数の推移(平成10～14年)



注:「不正アクセス禁止法」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を指す。

表2-13 ハイクテ犯罪の検挙件数の内訳(平成13, 14年)

区分	年次	13	14	増減
不正アクセス禁止法違反		35	51	16
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		63	30	33
	電子計算機使用詐欺	48	18	30
	電磁的記録不正作出・毀棄	11	8	3
	電子計算機損壊等業務妨害	4	4	0
ネットワーク利用犯罪		712	958	246
	児童買春・児童ポルノ法違反	245	408	163
	詐欺	103	112	9
	わいせつ物頒布等	103	109	6
	青少年保護育成条例違反	10	70	60
	脅迫	40	33	7
	著作権法違反	28	31	3
	名誉毀損	42	27	15
	その他	141	168	27
合 計		810	1,039	229

(注) ハイクテ犯罪とは、コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪を指す。

事例1

無職者（35）らが、他人の口座から金を不正に得る目的で、インターネット・カフェ等に設置したパソコン端末から、キーボードによる入力履歴を記録するプログラムにより不正にID・パスワードを収集し、外資系銀行のインターネットバンキングサービス利用者の口座に係るインターネット取引用のID・パスワードを窃用して不正アクセスした上、自己が開設した架空名義の口座に総額約1,600万円の送金操作をし、引き出した。15年3月、不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺罪、窃盗罪等で検挙した（警視庁）

事例2

大学生（20）が、インターネット・オークションを利用して金をだまし取る目的で、他人のID・パスワードを使用してオークションサービスのサーバに不正アクセスし、架空の出品を行い、落札者44人から総額約240万円を、インターネットを利用して購入した他人名義の銀行口座に振り込ませてだまし取った。14年1月、不正アクセス禁止法違反及び詐欺罪で検挙した（茨城、栃木）

事例3

会社員（32）が、勤務先で使用していた地図測量ソフトを無断で複製した上、インターネット上のFTPサイト（ファイル公開用サイト）に当該ソフトを蔵置し、不特定多数の者がダウンロードできる状態にした。14年9月、著作権法違反で検挙した（宮城）

（2）ハイテク犯罪に関する相談の受理状況

平成14年中のハイテク犯罪等に関する相談の受理件数は19,329件で、前年に比べて11.9%増加した。このうち、インターネット・オークションに関する相談は3,978件で、前年に比べて約1.9倍に増加したほか、ネットワークを使用した詐欺・悪質商法に関する相談も3,193件で約1.6倍に増加した（図2-14、表2-14）。

図2-14 ハイテク犯罪に関する相談の受理状況（平成11～14年）

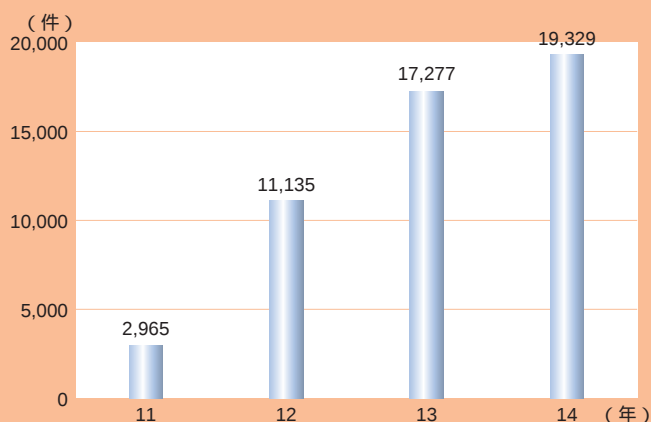


表2-14 ハイテク犯罪に関する相談の内訳（平成14年）

インターネット・オークションに関する相談	3,978
詐欺・悪質商法に関する相談 （インターネット・オークション関係を除く。）	3,193
名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談	2,566
違法・有害情報に関する相談	2,261
迷惑メールに関する相談	2,130
不正アクセス、コンピュータウィルスに関する相談	1,246
その他	3,955
合 計	19,329

ハイテク犯罪への取組み

(1) 政府の取組み

① サミット等への参画と「サイバー犯罪に関する条約」の署名

地理的・時間的制約の少ないハイテク犯罪は、国境を越えて犯罪が行われやすい上に、コンピュータ・ウイルス等は一度発生すると世界規模で被害が拡散する可能性が高い。各国で高度情報通信ネットワーク社会が形成されるにつれて、情報セキュリティに対する脅威もまた世界的に深刻化しているため、情報セキュリティ対策は国際的にも重要視されている。G8諸国は、サミットや閣僚会合の場を通じて対策の検討を進めており、我が国としてもこれらの国際的取組みに積極的に参画している((2) 「国際的な連携強化」参照)。

また、欧州評議会^(注)では、サイバー犯罪に関する刑事実体法、刑事手続法及び国際捜査協力に関する規定を含んだ世界初の包括的な国際条約として、「サイバー犯罪に関する条約」が制定され(2001(平成13)年11月)、我が国は署名開放と同時に本条約に署名した。

② 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づく取組み

13年1月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が施行されたことに伴い、IT社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」が設置された。同法第22条は「高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするための必要な措置」を講じることとしていることから、同本部では、重点政策分野の一つに情報セキュリティ対策を掲げるとともに、「e-Japan重点計画」と呼ばれる年次計画を定め、民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発、情報セキュリティに係る制度・基盤の整備や研究開発の推進等を行うこととしている。また、政府における情報セキュリティの確保や情報インフラ防護のためのサイバーテロ対策を進めるため、「電子政府の情報セキュリティ確保のためのアクションプラン」(13年10月)や「サイバーテロ対策に係る官民連絡・連携体制について」(13年10月)を策定し、個別の対策を講じている。

警察は、これらの方針・計画に基づき、ハイテク犯罪の取締りを行う立場から積極的に対策を講じている。

(2) 警察の取組み

① 体制の整備

警察では、ハイテク犯罪対策を強化するため、対策に専従する組織の設置や要員の確保により、体制の整備を図っている。

○ ハイテク犯罪対策プロジェクトの設置

- ・各都道府県警察において、ハイテク犯罪の捜査等を効果的に進めるため、警察部内の各部門が連携の上、ハイテク犯罪に精通した者により構成されるハイテク犯罪対策プロジェクトを設置

○ ハイテク犯罪対策要員の確保

- ・企業等においてシステム・エンジニアとしての勤務経験を有する者等をハイテク犯罪捜査官として中途採用

(注) 欧州評議会は、人権・民主主義・法の支配の実現のために1949(昭和24)年に設立(本部は仏・ストラスブール)されたものであり、2002(平成14)年末現在の加盟国は43か国である。我が国は、アメリカ、カナダ及びメキシコとともにオブザーバーとして参加している。

- ・ハイテク犯罪等に関する相談への対応やハイテク犯罪の予防のための広報啓発等を行う情報セキュリティ・アドバイザーを設置

○警察庁における体制整備

実効あるハイテク犯罪対策を推進していくためには、情報通信に関する高度かつ最先端の技術力を確保する必要がある。

- ・平成11年4月、ハイテク犯罪に関し都道府県警察を技術的にリードするナショナルセンターとして、警察庁情報通信局に技術対策課を設置し、その技術的中核として、同課に警察庁技術センターを開設

②法制の整備

警察では、高度情報通信ネットワーク社会における新たな治安課題に対処するため、ハイテク犯罪の発生を防止するための法制の整備を進めている。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

他人の識別符号（ID、パスワード等）を不正に入力するなど、情報通信ネットワークを通じてコンピュータにアクセスする不正アクセス行為を防止するため、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めたもの（図2-15）。

図2-15 都道府県公安委員会による援助



○古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）

古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定を整備するとともに、古物競りあっせん業者（いわゆるインターネット・オークション業者）に係る盗品等の売買防止等のための規定を整備したもの（第1節「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための防犯対策」参照）。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)

最近におけるインターネット異性紹介事業(いわゆる出会い系サイト)の利用に起因する犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童による出会い系サイトの利用を防止するための措置を定めたもの(第4節「出会い系サイト」に係る犯罪被害の防止」参照)。

③産業界等との連携

ハイテク犯罪やサイバーテロの特性は、これら犯罪の予防や捜査を困難なものとしており、今後予想されるこれらの犯罪の増加に対処するためには、電気通信事業者等産業界等との緊密な連携を確保していくことが重要である。都道府県警察では、ハイテク犯罪情勢や犯罪手口等の犯罪実態に係る情報交換を行うためのプロバイダ等連絡協議会の設置を推進している。

また警察庁では、「e-Japan重点計画」に基づき、産業界等との連携を強化するため、平成13年、情報セキュリティの有識者らで構成する「総合セキュリティ対策会議」を設置し、産業界等と政府機関の連携の在り方、特に警察に係る連携の在り方等について、検討を行っている。

プロバイダ等連絡協議会の活動内容

- ・総会の開催
- ・セキュリティセミナーの実施
- ・ホームページの開設
- ・情報セキュリティ・アドバイザーによるハイテク犯罪等の情報提供
- ・パンフレットの作成・配布
- ・ハイテク犯罪の予防やネットワーク上に流通する違法・有害情報の排除



総合セキュリティ対策会議

④国際的な連携強化

G8国際組織犯罪対策上級専門家会合(リヨン・グループ)のハイテク犯罪サブグループでは、9年12月のG8司法・内務閣僚級会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」等に基づき、国際捜査協力や各国国内の体制整備に関する議論がなされている。

14年5月のG8司法・内務閣僚級会合においては、ハイテク犯罪捜査の特殊性に一層的確に対応すべく、24時間コンタクト・ポイントの拡充が合意されたほか、国際的な情報通信ネットワークを使用する犯罪者等の所在確認及び本人確認を迅速に行うための「テロ・犯罪捜査における国境を越えたネットワーク・コミュニケーション追跡のための勧告」が承認され、また15年5月の同会合では「G8重要情報インフラ防護に関する原則」が承認された。

警察庁では、これらの会合や、12年5月(パリ)及び13年5月(東京)に開催されたG8ハイテク犯罪対策政府・産業界合同会合に積極的に参画したほか、先進諸国の関係機関との協調関係構築に向けて、ハイテク犯

罪対策の専門家の育成を目的とした相互交流等を行っており、特に、アジアにおける近隣諸国及び地域については、情報交換のためのサイバー犯罪技術情報ネットワークシステムを整備するなど国際捜査協力体制の確立を図っている。

また、欧州評議会で制定され、我が国も署名をしている「サイバー犯罪に関する条約」については、同条約の締結に向けた取組みを進めている。

⑤情報セキュリティ意識の向上

ハイテク犯罪の発生を抑止し、高度情報通信ネットワークの安全性の確保を図るためには、国民の情報セキュリティに関する意識・知識を向上させ、自主的な取組みを促進することが重要である。

都道府県警察では、市民がハイテク犯罪の被害に遭わないように、関係機関、消費者団体、学校教育関係者等と連携して、情報セキュリティに関する広報啓発活動を推進している。また、教育機関、地方公共団体、民間企業等の職員に対し研修、意見交換を実施し、情報セキュリティに関する知識・意識の向上に努めている。



情報セキュリティに関する広報資料

⑥違法・有害コンテンツ対策

警察は、サイバーパトロールを実施することにより、ネットワーク上の違法情報及び有害情報^(注)を把握するとともに、関係者に対する指導、検挙、連絡、要請等の措置を講じ、違法・有害コンテンツによる害悪の発生を防止を図っている。

また、ネットワーク上を流通する情報は膨大であるため、より網羅的に実態を把握するためには一般のネットワーク利用者の協力が不可欠であり、NPO等の各種民間団体との連携等、官民一体となった違法・有害コンテンツ対策に取り組んでいる。

⑦調査研究

ハイテク犯罪対策を推進するに当たっては、不正アクセス行為が行われにくい環境を構築することや不正アクセス行為が行われたことを早期に認知することが重要であるため、警察庁では、不正アクセス行為とその対策の実態、アクセス制御に関する技術動向その他のハイテク犯罪等に関する調査研究を行っている。

(注)「違法情報」とは、わいせつ画像、他人を脅迫するメッセージ等情報自体が違法であるものや、わいせつ図画、銃器、薬物、毒劇物等禁制品及び規制品の売買に関する情報等犯罪が行われている疑いのある情報をいう。「有害情報」とは、犯罪方法を教示する情報や、少年の健全育成を阻害するおそれのある情報等、違法情報には該当しないが犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報をいう。

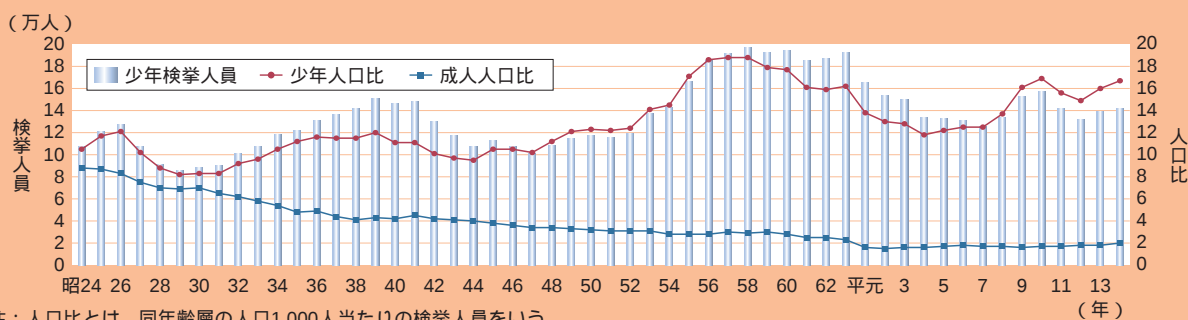
少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成14年は、刑法犯少年の検挙人員が2年連続して増加したほか、凶悪犯，粗暴犯が依然として高水準で推移しているなど，非行の凶悪化・粗暴化の状況がうかがわれ，深刻な状況が続いている。

昭和24年以降平成14年までの刑法犯少年の検挙人員，人口比の推移は，図2-16のとおりである。

図2-16 刑法犯少年の検挙人員，人口比の推移（昭和24～平成14年）



14年中の少年非行の状況は，以下のとおりである。

- ・刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は40.8%で，前年に比べ1.8ポイント減少
- ・刑法犯少年の人口比は16.7で，前年に比べ0.7ポイント増加
- ・初発型非行（万引き，自転車盗，オートバイ盗及び占有離脱物横領の4罪種をいう。）で検挙した少年は10万2,134人（検挙人員全体の72.0%）
- ・触法少年（刑法）の補導人員は2万477人

図2-17 刑法犯少年の学職別検挙状況（平成14年）

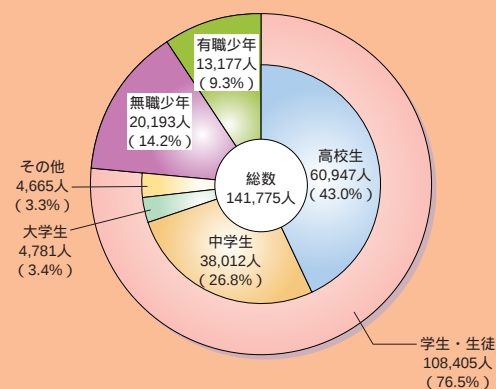
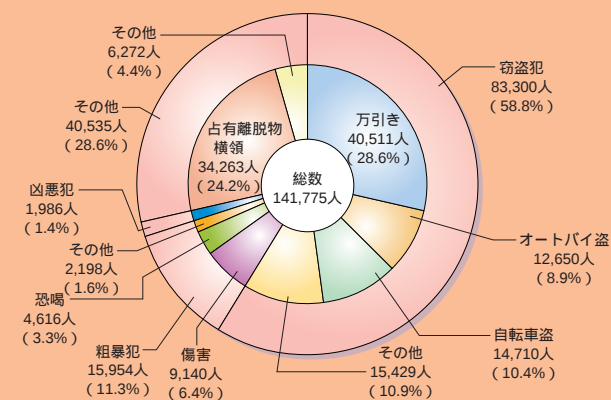


図2-18 刑法犯少年の包括罪種別検挙状況（平成14年）



(2) 平成14年の少年非行の主な特徴

① 高水準で推移する凶悪犯，粗暴犯

- 平成14年中に凶悪犯で検挙した刑法犯少年は141人（前年比6.6%減）減少したものの，9年に2,000人を超えて以降，高水準で推移
- 粗暴犯で検挙した刑法犯少年は，12年の1万9,691人をピークに減少に転じたものの，6年と比べて約9%増加しており，依然として高水準で推移

②ひったくりの急増

○14年中にひったくりで検挙した少年は2,166人（検挙人員全体に占める割合は68.6%）

図2-19 凶悪犯少年，粗暴犯少年の検挙人員の推移（平成5～14年）

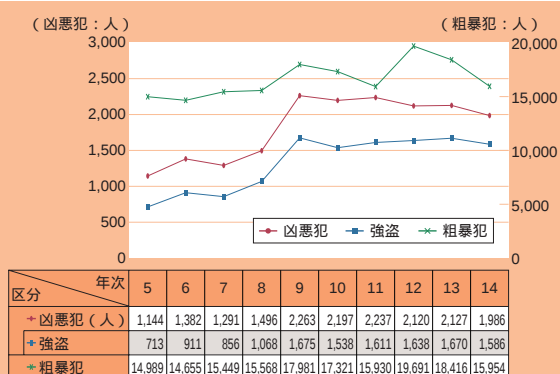
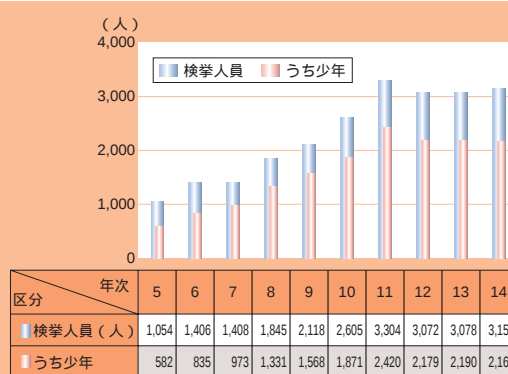


図2-20 ひったくりの検挙人員の推移（平成5～14年）



(3) 校内暴力，いじめに起因する事件

表2-15 校内暴力事件で検挙・補導した少年の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
件数（件）		470	494	464	448	571	661	707	994	848	675
人員（人）		1,293	1,166	1,005	897	1,246	1,208	1,220	1,589	1,314	1,002

表2-16 いじめに起因する事件で検挙・補導した少年の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
件数（件）		90	103	160	162	93	98	137	170	110	94
人員（人）		234	372	534	426	310	268	369	450	288	225

(4) 性の逸脱行為・被害

- 平成14年中に性の逸脱行為・被害で補導・保護した少年^(注)は4,615人
- そのうち、「遊ぶ金欲しさ」を動機とする少年は1,903人

(5) 少年による不良行為

- 平成14年中の不良行為少年の補導人員は112万2,233人と3年ぶりに100万人を超過し，元年以降最多
- 態様別にみると，喫煙が48万598人（42.8%），深夜はいかいが47万5,594人（42.4%）

表2-17 「遊ぶ金欲しさ」を動機とする性の逸脱行為・被害で補導・保護した少年の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総数（人）		3,946	4,715	5,481	5,378	4,912	4,510	4,475	4,130	4,354	4,615
遊ぶ金欲しさ		818	1,500	2,145	2,517	2,309	1,928	1,810	1,502	1,617	1,903

表2-18 不良行為による少年の補導人員の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
補導人員（人）		643,706	683,175	673,345	741,759	814,202	928,947	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233

（注）「性の逸脱行為・被害で補導・保護した少年」とは，売春防止法の売春をした少年，相手方となった少年，児童福祉法第34条第1項第6号の淫行させる行為により淫行した児童，「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）違反の買春した少年，相手方となった児童並びに描写された児童，刑法第182条の淫行勧誘罪の被害者となった女子少年，青少年保護育成条例のみだらな性行為又はわいせつな行為をした少年及び相手方となった少年並びにこれらに該当しないが，健全育成上支障のある性的行為をしていた少年をいう。なお，11年以前は女子のみの数値である。

総合的な少年非行防止対策

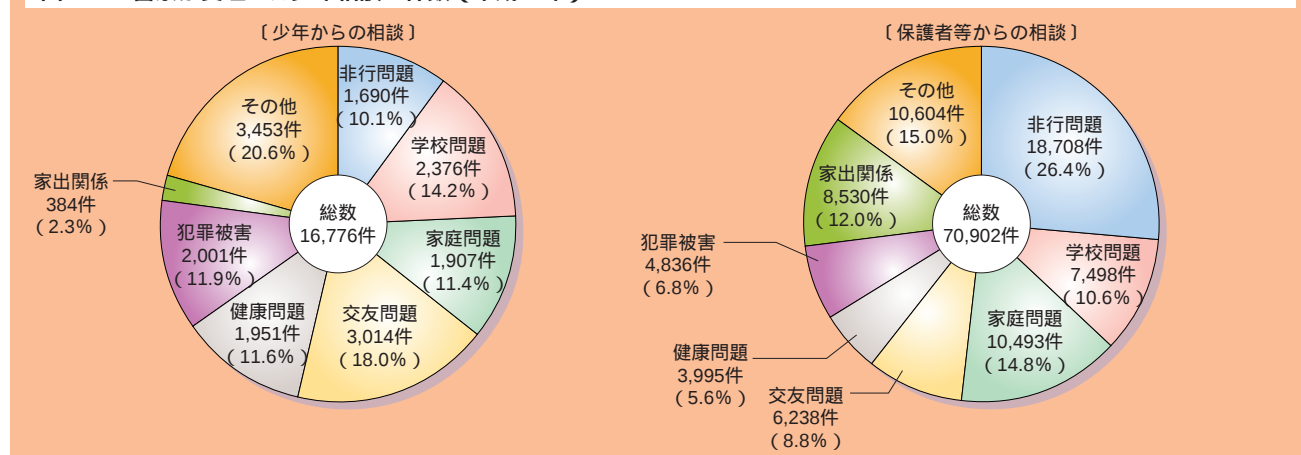
(1) 少年事件捜査力の充実強化

警察では、全都道府県警察の少年事件担当課に少年事件捜査指導官を設置し、少年事件における非行事実の厳密な立証等の指導に当たらせている。また、少年事件捜査の核となる少年事件特別捜査隊等を全都道府県警察の少年事件担当課に設置し、警察署との連携及び捜査力の集中投入による迅速・的確な捜査に努めている。さらに、警察学校における研修や職場での教育訓練において、少年事件の捜査技能の向上に努めている。

(2) 少年相談活動

警察では、少年の非行、家出、自殺等の未然防止とその兆候の早期発見や犯罪、いじめ、児童虐待等に係る被害少年等の保護のために、少年相談の窓口を設けて少年や保護者等から悩みや困りごとの相談を受けるとともに、教育学、心理学の知識を有する少年相談専門職員や経験豊富な少年補導職員、少年係の警察官が必要な助言や指導を行っている。また、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称で電話による相談窓口を設けているほか、ファックスの設置やフリーダイヤルの導入等、少年が相談しやすい環境の整備を図っている。

図2-21 警察が受理した少年相談の件数（平成14年）



(3) 少年の社会参加、スポーツ活動

警察では、関係機関・団体、地域社会と協力しながら、環境美化活動、社会福祉活動等の社会奉仕活動や伝統文化の継承活動、地域の産業の生産体験活動等地域の実態に即した様々な少年の社会参加活動を展開している。また、スポーツ活動については、警察署の道場を開放して地域の少年に柔道や剣道の指導を行う少年柔剣道教室を全国的に展開しており、平成14年中は約800警察署において、約5万1,000人の少年が参加した。

(4) 学校等の関係機関との連携

少年非行の問題については社会が一体となって取り組むことが不可欠であり、なかでも、警察と学校とが緊密に連携して取り組んでいくことが極めて重要である。このため、全国の警察署や市町村その他の区域ごとに、学校警察連絡協議会等が設立されており、少年の非行防止に加え、被害防止も念頭に置いた具体的な措置に関する協議及びその実施が進められている。

また、警察では、「地域社会における非行防止機能の回復」という課題を克服する方法の一つとして、少年の立直り支援等の個々の課題ごとに、少年問題に関連する機関、団体、ボランティア等がそれぞれの専門的知識等をいかし協働して対応する「少年サポートチーム」の活動を展開している。

事例

中学校からの派遣要請に基づき、非常勤警察職員（警察OB等）からなるスクールサポーターが、学校の教職員とともに登校時におけるあいさつ、服装指導、校内外の巡回等を行っている。このスクールサポーター制度の導入により、校内暴力が派遣後3か月間で約35%減少するなどの効果が上がっている（埼玉）。

（5）ボランティアとの連携の強化

少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、次のような少年警察ボランティア約5万8,000人を委嘱している（平成15年4月現在）。

- 少年指導委員（約6,000人）：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への協力要請活動に従事
- 少年補導員（約5万1,000人）：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事
- 少年警察協助員（約1,000人）：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事

警察では、少年補導職員等の警察職員とこうしたボランティアとが一体となって、地域に密着したきめ細かな活動を展開するよう努めている。例えば、完全学校週5日制の実施（14年4月）を受けて、週末における少年の深夜はいかい及びこれに伴う各種の不良行為の防止のため、少年警察ボランティアと合同で週末の街頭補導を強化するとともに、環境美化活動、スポーツ活動等の少年の居場所づくりを推進するなど連携を強化している。

また、（社）全国少年補導員協会では、少年警察ボランティアの活動がより多くの人に親しまれるよう、少年警察ボランティアのマスコットキャラクターを公募し、15年3月に「少年サポートくん」に決定した。



少年サポートくん

コラム 4

少年警察活動規則の制定

少年非行の凶悪化・粗暴化や少年の犯罪被害の深刻化が進行する中、少年警察活動においては、少年事件の捜査はもとより、非行・被害の問題を早期に発見し、対応するための街頭補導、少年相談、継続補導等の活動やカウンセリング、保護者に対する助言等の少年保護活動の重要性が高まっているが、従来、このような犯罪捜査以外の活動については、補導及び保護の方法、手続、留意事項等を通達で示していたにすぎなかった。

そこで、警察庁では、14年9月、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）を制定し、少年警察活動の基本を明らかにするとともに、非行少年や被害少年についての活動や部門間の連絡、関係機関等との連携に関する原則・基準を示すことにより、少年警察活動の一層の適正化及び充実強化を図っている。

少年サポートセンターの取組み

少年サポートセンターを中心とした非行防止対策の推進

・少年サポートセンター

少年非行を防止し、少年の健全育成を図るためには、非行の入口となり得る不良行為の早期認知、非行少年、不良行為少年及びその家族に対する早期の指導・助言、少年の規範意識の形成の促進、非行少年の立直り支援、少年非行に対する社会全体の問題意識の醸成等が重要であるほか、少年が犯罪等により被害を受けた場合には、被害少年及びその家族に対し、早期の支援を行うことが重要である。

こうした活動は、専門的知識を有する者が継続的に行うことが必要であるため、警察は、少年補導職員や少年相談専門職員を中核とする少年問題に関する専門組織である「少年サポートセンター」を全都道府県警察に設置している。

・少年補導職員

少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行うため、全国に約1,000人の少年補導職員が配置されている。

・少年相談専門職員

複雑な少年相談事案の処理や少年相談担当職員への指導、助言等を行うため、全国に約100人の少年相談専門職員が配置されている。

少年サポートセンターは、少年警察活動規則において、少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として位置付けており、次のような活動を行っている。

①少年警察ボランティア等との共同での補導活動

- ・盛り場、公園等非行の行われやすい場所での補導活動を日常的に実施
- ・重大な非行の前兆ともなり得る不良行為等の問題行動の早期認知
- ・不良行為少年やその家庭等に対する適切な助言、指導等

②関係機関・団体等とのネットワークの構築

少年問題に対しては、関係機関・団体が相互に連携を強化し、社会全体として取り組んでいくことが重要である。そのため、警察では、少年サポートセンターを中心として関係機関・団体との日常的な情報交換、意見交換等を行い、少年や家庭等に対する支援体制の充実強化に向けたネットワークの構築に努めている。

③情報発信活動の充実強化

最近の少年非行の深刻化の背景の一つとして少年の規範意識の欠如や家庭、地域社会の無関心が指摘されている。

警察では、少年の規範意識の形成や家庭、地域社会における共通の問題認識を醸成するため、警察活動で得た情報の発信に力を入れており、学校に警察職員を派遣して行う薬物乱用防止教室の開催、学校、地域と連携した非行防止教室や座談会の開催等、情報発信活動の充実強化に努めている。



街頭補導の様子

少年の薬物乱用問題

(1) 少年の薬物乱用の現状

過去10年間の覚せい剤乱用少年の検挙人員は、平成9年の1,596人をピークに減少傾向にあり、14年は745人（前年比21.2%減）であった（表2-19）。また、14年にシンナー等の摂取・所持で検挙した少年は2,751人で、320人（前年比10.4%減）減少した（表2-20）。

表2-19 覚せい剤事犯による少年の検挙人員の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総数（人）		980	827	1,079	1,436	1,596	1,070	996	1,137	946	745
中学生		17	13	19	21	43	39	24	54	45	44
高校生		38	41	92	214	219	98	81	102	83	65
中高生の割合（%）		5.6	6.5	10.3	16.4	16.4	12.8	10.5	13.7	13.5	14.6

表2-20 シンナー等乱用による少年の検挙人員の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総数（人）		9,396	7,344	5,456	4,489	4,157	4,496	4,184	3,417	3,071	2,751
中学生		921	812	568	521	464	609	570	462	407	351
高校生		1,360	997	799	699	618	759	759	624	535	458
中高生の割合（%）		24.3	24.6	25.1	27.2	26.0	30.4	31.8	31.8	30.7	29.4

(2) 少年の薬物乱用の原因、背景

- 薬物の危険性、有害性についての認識の欠如
 - ・ 覚せい剤がダイエットや眠気覚ましに効果があるなどと誤った認識を持っている。
- 薬物への抵抗感の希薄化
 - ・ 覚せい剤をファッション感覚で「S（エス）」や「スピード」等と呼んでいる。
- 薬物の入手が容易な環境
 - ・ 街頭等で無差別に薬物を密売する形態が広がっている。
 - ・ 携帯電話やインターネットの普及により、少年が薬物に近づきやすい状況になっている。

(3) 少年の薬物乱用防止対策

少年による薬物乱用が依然として深刻な状況にあることから、警察では、少年の薬物乱用防止対策の柱として、次の4項目を掲げ、これを推進している。

- ・ 覚せい剤等の供給源に対する取締りの強化
- ・ 薬物乱用少年の発見・補導等の強化
- ・ 教育委員会、学校等との連携の強化
- ・ 家庭、地域に対する広報啓発活動の強化

少年が薬物の危険性・有害性を正しく認識することが薬物乱用防止のために重要であることから、警察では、警察職員を学校に派遣して薬物乱用防止教室を積極的に開催している。平成14年度は、全国の高校の55.1%に当たる3,015校、中学校の48.7%に当たる5,432校等で開催したほか、地域の座談会、街頭キャンペーン等の機会を活用して幅広く広報啓発活動を推進している。また、大型スクリーン、パネル、パソコン、薬物標本等の視覚的効果を有する資機材を搭載した薬物乱用防止広報車を全都道府県警察に配備し、その効果的な運用を図っている。

少年の犯罪被害への対応

(1) 少年が被害者となった刑法犯の状況

平成14年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は40万6,519件であり、凶悪犯，粗暴犯でみると図2-22，図2-23のとおりである。

図2-22 少年が被害者となった凶悪犯の罪種別認知件数の推移（平成5～14年）

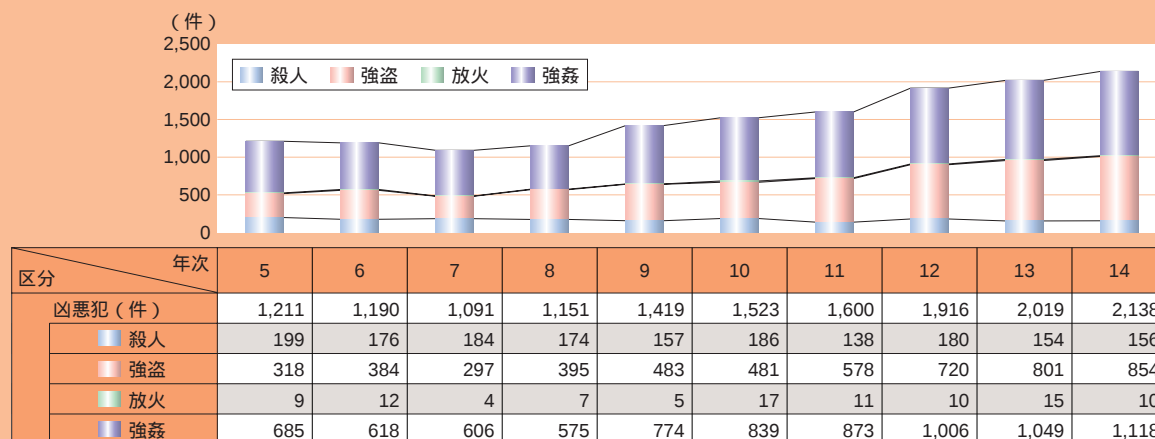
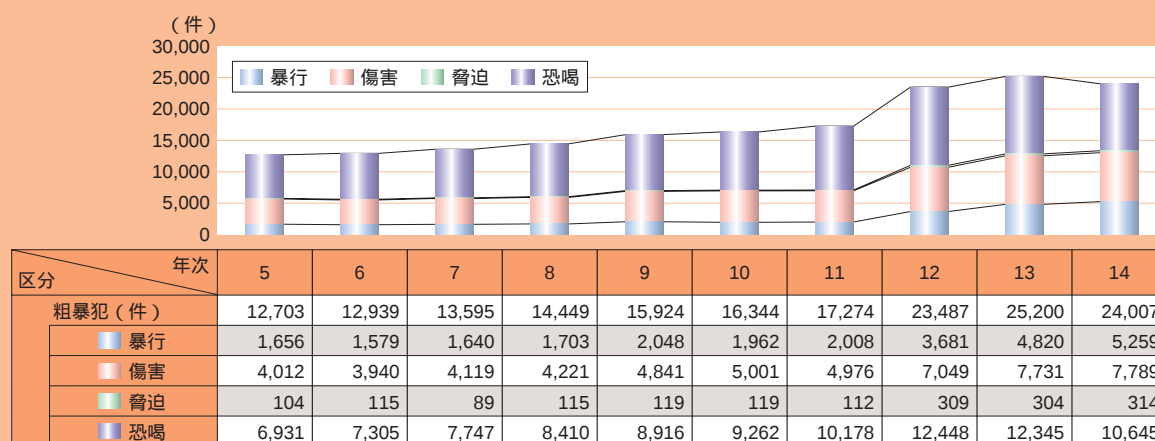


図2-23 少年が被害者となった粗暴犯の罪種別認知件数の推移（平成5～14年）



(2) 被害少年対策

① 支援体制の整備・充実

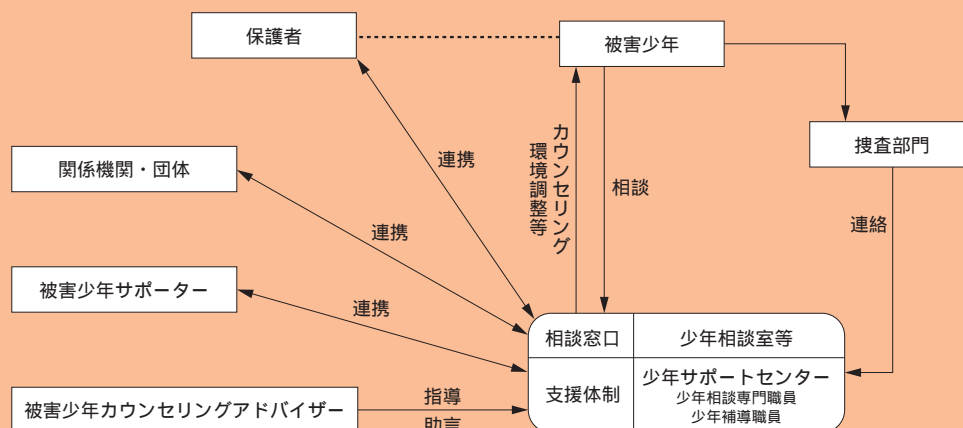
被害少年に対しては，長期にわたる継続的な支援が必要とされることから，警察では，少年補導職員等の増員や適切な配置等に努めている。

また，「被害少年カウンセリングアドバイザー」^(注1)及び「被害少年サポーター」^(注2)の委嘱を推進している。

(注1) 被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援に当たっては，専門的な知識，技能が必要とされるが，支援担当者がその対応を誤れば，二次的被害を与えることも懸念されるなど，少年補導職員等のみでは対応が困難なケースも予想されることから，大学の研究者，精神科医，臨床心理士，民間のカウンセラー等の部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し，支援担当者がいつでも専門的な助言を受けることができるようにしている。

(注2) 被害少年に対する継続的支援は，少年補導職員等によるカウンセリングの実施等による専門的支援ばかりでなく，平素から保護者等と連絡を密にしながら，きめ細かな訪問活動を行うことが効果的であることから，地域において実施担当者の指導，助言の下に，これらの活動を行う民間ボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し，継続的支援を効果的に実施するようにしている。

図2-24 被害少年の支援活動



②カウンセリング等の継続的支援の実施

警察では、被害少年が精神的ダメージを早期に克服して立ち直ることができるように、少年補導職員や少年相談専門職員等による個々の少年の特性を踏まえたカウンセリング、保護者等と連携した家庭環境の改善等のきめ細かな継続的支援を行っている。



相談室でのカウンセリング

事例

出会い系サイトで知り合った氏名、住所等が不明の男性と性交して妊娠した児童に対して、本部捜査員、保健師・臨床心理士の資格を持つ少年補導職員及び管轄警察職員からなる被害者支援プロジェクトチームを編成して継続的なカウンセリング等を粘り強く行った結果、児童の抱える精神的ダメージや将来への不安を解消し、安定した学校生活を取り戻した（京都）。

③関係機関との連携の強化

警察では、被害少年の継続的な支援に当たって、専門的な知識・技能に基づいたカウンセリング、きめ細かな支援活動を行うため、被害少年支援ネットワークを構築するなど、児童相談所、カウンセリング専門機関、保健医療機関やボランティア団体等との連携の強化に努めている。

④警察職員に対する研修、教育訓練

警察では、少年補導職員等に対し、被害少年の心理等に関する知識やカウンセリング技術を習得・向上させるため、臨床心理士、精神科医等の部外講師を招いた研修等を実施している。このほか、被害少年と接する警察職員に対し、被害少年対策の必要性、被害少年に接する際の留意事項等について教育訓練を実施している。

少年保護対策

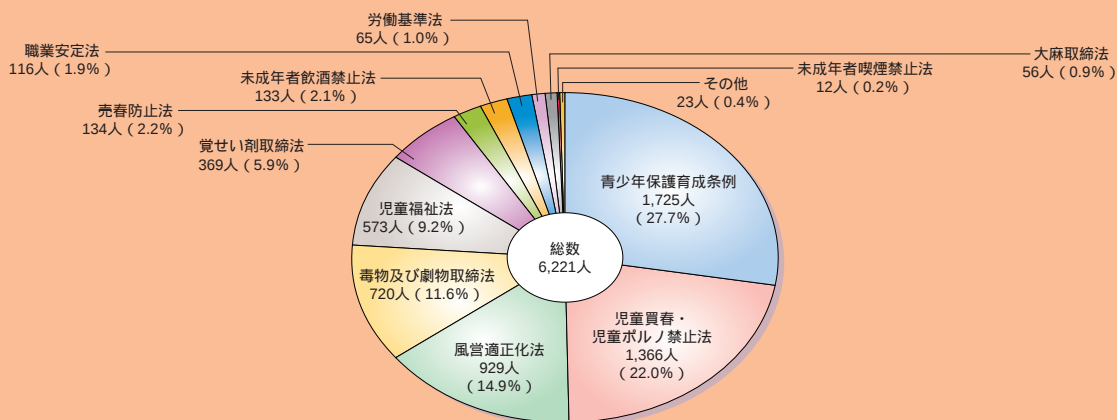
(1) 少年の福祉を害する犯罪

警察では、福祉犯（少年の心身に有害な影響を与える等少年の福祉を害する犯罪）の取締りを推進するとともに、その被害を受けている少年の発見・保護に努めている。

表2-21 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成13，14年）

年次	学識別	総数	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	その他学生		
13年（人）		8,153	4	4,878	99	2,080	2,590	109	910	2,361
	構成比（％）	100.0	0.0	59.8	1.2	25.5	31.8	1.3	11.2	29.0
14年		7,364	2	4,471	43	1,862	2,469	97	773	2,118
	構成比	100.0	0.0	60.7	0.6	25.3	33.5	1.3	10.5	28.8
	増減数	789	2	407	56	218	121	12	137	243
	増減率	9.7	50.0	8.3	56.6	10.5	4.7	11.0	15.1	10.3

図2-25 福祉犯の法令別検挙人員（平成14年）



(2) 児童買春・児童ポルノ事犯

児童買春・児童ポルノに係る行為は、児童の権利を著しく侵害し、児童の心身に有害な影響を及ぼすものである。

警察は、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、積極的な取締りを推進するとともに、被害児童の保護対策の重要性を認識し、少年補導職員、少年相談専門職員等によるカウンセリングや継続的な指導等被害児童の保護や支援に万全を期している。

表2-22 児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況（平成13，14年）

年次	区分	件数（件）						人員（人）					
		総数	児童買春		児童ポルノ		総数	児童買春		児童ポルノ			
			うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの		うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの				
13年		1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99
14年		2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104
増減数		529	492	25	408	37	12	340	303	1	256	37	5
増減率		33.9	34.9	5.0	107.7	24.3	9.4	33.1	33.7	0.3	108.0	28.9	5.1

(3) 少年を取り巻く有害環境の浄化

① インターネット上の有害情報の問題

インターネット上には、違法・有害なコンテンツがはん濫しており、極めて過激な性や暴力等の表現があるコンテンツに少年が容易にアクセスできる状況になっている。警察では、関係機関と連携をとりながら、こうした有害情報に少年がアクセスできないようにするため、フィルタリングシステム^(注)の普及に向けた広報啓発活動を推進している。



フィルタリングシステム広報啓発用リーフレット

② 酒類やたばこの問題

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法が平成13年に改正され、酒類やたばこの販売者等は、年齢確認その他の必要な措置をとるものとすることが規定された。未成年者が酒類やたばこを容易に入手できるような環境を浄化するため、法令に基づく指導取締りを徹底するとともに、関係業界による自主的措置の働き掛けを行っている。

③ その他

少年に有害な影響を与える情報を含む雑誌やビデオ、深夜に不良行為少年のたまり場となるゲームセンター、カラオケボックス等の娯楽施設及びコンビニエンスストア等に対し、関係機関・団体や地域住民と連携して、自主的措置の働き掛けを行っている。

(4) 少年に対する暴力団等の影響の排除

福祉犯の中でも悪質なもののほど暴力団等が関与する事例が多くみられ、その資金源となっている状況がうかがえる。警察は、暴力団等が関与する福祉犯等の取締りを積極的に行うとともに、補導活動や少年事件の取扱い等の警察活動を通じて少年の暴力団員等を把握することに努め、暴力団等からの離脱促進や暴力団等への加入阻止等、少年に対する暴力団等の影響の排除のための対策を推進している。

表2-23 福祉犯の法令別暴力団員等の関与状況（平成14年）

区分	法令	総数	児童福祉法	売春防止法	職業安定法	労働基準法	風営適正化法	締毒物及び劇物法	取寄せ締い法	育青少年条例	禁児児童止買ル春法ノ・	その他
検挙人員（人）		6,221	573	134	116	65	929	720	369	1,725	1,366	224
うち暴力団員等		635	148	29	31	5	87	29	126	95	72	13
関与率（％）		10.2	25.8	21.6	26.7	7.7	9.4	4.0	34.1	5.5	5.3	5.8
構成比（％）		100.0	23.3	4.6	4.9	0.8	13.7	4.6	19.8	15.0	11.3	2.0

(注) フィルタリングシステムとは、インターネット上の違法・有害コンテンツへのアクセスをコントロールする機能のことであり、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるシステムである。

「出会い系サイト」に係る犯罪被害の防止

(1)「出会い系サイト」を利用した事件による被害児童の増加

平成14年中の「出会い系サイト」^(注)を利用した事件の状況は、以下のとおりである。

- 「出会い系サイト」に係る事件の検挙件数は1,731件（12年の約17倍）
- 児童（18歳未満の者）の被害者数は1,273人（12年の約18倍）
- 強盗・強姦等の重要犯罪による被害児童数は42人（12年の6倍）

図2-26 「出会い系サイト」に係る事件の状況（平成12～14年）

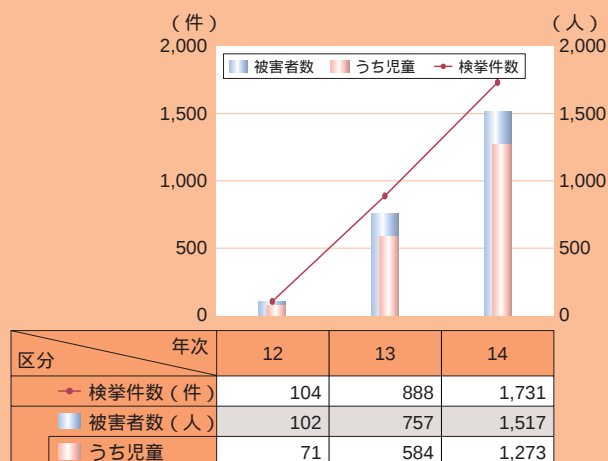


図2-27 児童買春事件の取締り状況（平成12～14年）

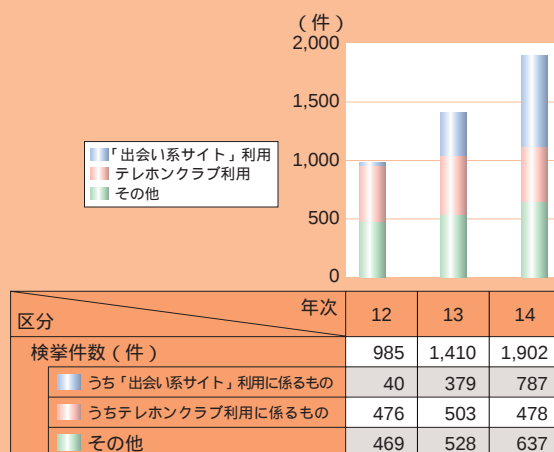


表2-24 「出会い系サイト」に係る犯罪被害状況（平成12～14年）

区分		年次		
		12	13	14
合 計		71	584	1,273
重要犯罪	小計	7	30	42
	殺人	0	0	1
	強盗	1	0	2
	強姦	5	22	29
	略取誘拐	0	1	3
	強制わいせつ	1	7	7
	暴行・傷害	0	2	5
	脅迫・恐喝	1	11	27
	窃盗	0	3	10
	児童買春・ポルノ法	40	341	726
児童買春		40	341	726
児童ポルノ		1	7	14
青少年保護育成条例		19	155	377
その他		3	35	72

事例1

14年1月、無職の男（34）は、携帯電話の「出会い系サイト」を通じて知り合った女子高校生（17）を買春した上、「俺はヤクザで風俗店を営んでいる。お前は店の妨害をしている。慰謝料を払え」と恐喝し、売春を強要した。4月、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、売春防止法違反、青少年保護育成条例違反及び恐喝罪で検挙した（茨城）。

事例2

14年3月、店員の男（20）は、携帯電話の「出会い系サイト」を通じて知り合った女子高校生（17）を相手に自宅でみだらな性行為を行った上、その後呼び出しを拒否し続けた被害者に対し、携帯電話で何度も「お前を本当にぶっ殺す」と脅迫した。4月に青少年保護育成条例違反及び脅迫罪で検挙した（静岡）。

（注）（財）社会安全研究財団の委託研究事業として、「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会」が、14年12月に4都府県の中学2年生306人、高校2年生289人に対し、児童の「出会い系サイト」の利用状況を調査したところによれば、

- 中学生の40.2％、高校生の88.9％が携帯電話を保有している。
- 女子高校生の17.6％、男子高校生の32.9％が「出会い系サイト」を利用したことがある。
- 「出会い系サイト」を利用したことがある者のうち、女子高校生の47.1％、男子高校生の41.5％が「出会い系サイト」で知り合った人と実際に会ったことがある。

との実態が明らかとなっている。

(2)「出会い系サイト」に係る犯罪被害防止対策

○青少年育成推進会議の申合せに基づく対策の推進

平成14年10月に、青少年育成推進会議において、「出会い系サイト」に係る犯罪防止のために関係省庁が各種施策を推進することを内容とする申合せがなされた。警察庁では、この申合せに基づき、パンフレットの作成・配付等の広報啓発活動等を行っている。

○各種広報啓発活動の推進

警察では以下のような児童の犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進している。

- ・非行防止教室や少年の保護者等の会合における被害防止用のリーフレットの配布
- ・「出会い系サイト」に係る犯罪の現状や問題点に対する講演
- ・教育関係者及びプロバイダ等の業者を交えたシンポジウムの開催
- ・広報紙や機関誌、ホームページを利用した広報

○関係機関、関係業界等に対する要請

- ・警察では、教育機関、PTA、電話会社等と対策会議を実施し、「出会い系サイト」に係る児童の犯罪被害防止に関する情報交換を行うなど連携を図っている。
- ・警察では、教育関係者に「出会い系サイト」に係る児童の犯罪被害防止の指導を要請している。また、プロバイダやサイト開設者に対し、被害防止のための広報啓発等を行うように要請を行っている。



出会い系サイト等有害コンテンツ対策
シンポジウム（愛知）

コラム 5

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の制定

「出会い系サイト」の利用に起因する児童買春その他の犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が、15年6月に制定され、その一部が同年9月に施行された。同法の主な内容は、次のとおりである。

「インターネット異性紹介事業」とは

異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

インターネット異性紹介事業者、保護者等の責務

- インターネット異性紹介事業者及びインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者による児童利用の防止措置
- 保護者による児童利用の防止措置
- 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

児童に対する性交等の誘引の規制

インターネット異性紹介事業を利用して、児童を相手方とする性交等や対償を示しての交際の誘引をしてはならないこととした（罰則あり）。

インターネット異性紹介事業者に対する規制

- 児童利用の防止措置を採ること

児童の利用禁止の明示及び児童でないことの確認を義務づけ、これに違反した場合には、都道府県公安委員会が必要な措置を命ずることとした（命令違反には罰則あり）。

- 児童の健全育成に障害を及ぼす行為の防止措置



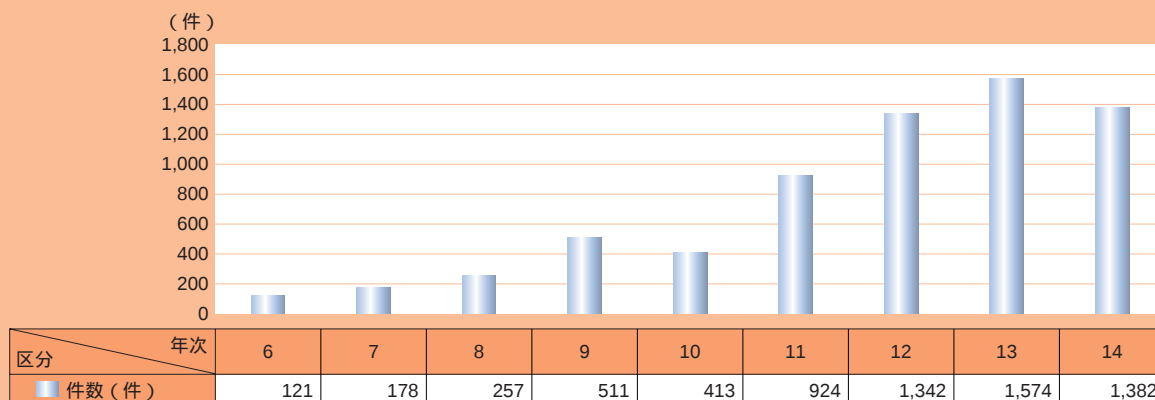
被害防止用のリーフレット

児童虐待問題

(1) 児童虐待に関する少年相談の受理状況

平成14年中の警察の相談窓口における児童虐待^(注)に関する相談の受理件数は1,382件で、192件（前年比12.2%減）減少した。

図2-28 児童虐待に関する少年相談受理件数の推移（平成6～14年）



(2) 児童虐待の検挙状況

① 態様別検挙状況

表2-25 児童虐待事件の態様別検挙状況（平成13，14年）

区分 年次	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
14年	172	184	179	119	127	121	33	32	36	20	25	22	0	0	0
13年	189	216	194	136	156	139	32	33	32	21	27	23	0	0	0
増減数	17	32	15	17	29	18	1	1	4	1	2	1	-	-	-
増減率	9.0	14.8	7.7	12.5	18.6	12.9	3.1	3.0	12.5	4.8	7.4	4.3	-	-	-

- ・平成14年中の児童虐待事件の検挙件数は172件で、17件（前年比9.0%減）減少、検挙人員は184人で、32人（前年比14.8%減）減少した。
- ・被害児童数は179人で、15人（前年比7.7%減）減少した。

（注）児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）における「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）。
- ・児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）。
- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（怠慢又は拒否）。
- ・児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）。

②罪種別検挙状況

表2-26 児童虐待の罪種別検挙状況（平成13，14年）

区分	総 数	殺 人	傷 害	傷 害 致 死	暴 行	逮 捕 監 禁	強 姦	強 制 わ い せ つ	児 童 福 祉 法 違 反	条 例 違 反	青 少 年 保 護 育 成 法 違 反	保 護 責 任 者 遺 棄	重 過 失 致 死 傷	違 犯 覚 せい 刑 取 締 法 反 法
13年（人）	216	38	109	32	9	0	4	5	14	10	23	3	1	
構成比（％）	100.0	17.6	50.5	14.8	4.2	0.0	1.9	2.3	6.5	4.6	10.6	1.4	0.5	
14年	184	20	101	20	5	1	7	4	21	0	25	0	0	
構成比	100.0	10.9	54.9	10.9	2.7	0.5	3.8	2.2	11.4	0.0	13.6	0.0	0.0	
増減数	32	18	8	12	4	1	3	1	7	10	2	3	1	
増減率	14.8	47.4	7.3	37.5	44.4	-	75.0	20.0	50.0	100.0	8.7	100.0	100.0	

(3) 児童虐待事案への取組み

①児童虐待事案の早期発見と事件化

児童虐待事案は，早期に認知することが重要であることから，警察では，街頭補導，少年相談，110番通報の取扱い等の様々な警察活動の機会をとらえて，発見に努めている。また，被害児童を発見した場合には，速やかに児童相談所に通告するほか，児童虐待事案が犯罪に当たる場合には，児童を保護する観点から，適切な事件化に努めている。

②警察官の援助

児童虐待防止法により，児童相談所長等は，児童の安全確認，一時保護，立入調査等の職務執行に際し，必要があると認めるときは警察官の援助を求めることができることとされている。

警察では，児童相談所長等からの援助の要請を受けた場合には，対応の方法，役割分担等を速やかに検討し，事案に即した適切な援助を行うように努めている。



児童虐待防止のパンフレット

③児童の支援

警察は，少年サポートセンターを中心に，児童虐待の被害を受けた児童に対する支援体制の充実を図っており，少年相談専門職員，少年補導職員による被害児童のカウンセリング，保護者に対する助言指導や訪問活動による家庭環境の改善等の支援を実施している。

④関係機関との連携強化

警察では，自らが中心となる被害少年支援ネットワークを構築するとともに，各関係機関・団体がその特性に応じた機能を十分に発揮し，総合的な被害児童支援対策を講じることができるよう努めている。

風俗営業の健全化と風俗環境の浄化

(1) 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

表2-27 風俗営業（接待飲食等営業）の営業所数の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
総数（軒）		76,703	76,615	76,849	76,198	73,991
第1号営業（キャバレー等）		4,557	4,562	4,670	4,797	4,868
第2号営業（バー、料理店等）		70,239	70,682	70,904	70,207	68,058
第3号営業（ナイトクラブ等）		695	686	680	681	622
第4号営業（ダンスホール等）		1,184	659	570	491	421
その他		28	26	25	22	22

注：接待飲食等営業とは、風営適正化法第2条第1項第1号から第6号までに規定する営業をいう。

表2-28 風俗営業（遊技場営業）等の営業所数の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
総数（軒）		54,144	52,634	50,968	49,165	46,721
第7号営業		38,396	37,798	37,234	36,423	35,222
まあじゃん屋		20,788	20,457	20,098	19,487	18,584
ぱちんこ屋等		17,426	17,173	16,988	16,801	16,504
その他		182	168	148	135	134
第8号営業		15,748	14,836	13,734	12,742	11,499

注1：遊技場営業とは、風営適正化法第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業をいう。

2：ぱちんこ屋等とは、ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業をいう。

(2) 風俗営業の健全化に向けた施策の推進

① 風俗営業からの暴力団排除

ぱちんこ営業等の風俗営業に対する暴力団の関与は、その営業の健全化を阻害する大きな要因となっているが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行後、風俗営業者の間でも暴力団排除気運が盛り上がりを見せている。しかし、依然として、暴力団と関係を有する営業者がみられるほか、暴力団が関与する風俗関係事犯も後を絶たない。このため、警察では、暴力団が関与する事件の取締りを強化するとともに、風俗営業者の管理者講習や各種会合において暴力団排除講習を行うなど、風俗営業者の自主的な暴力団排除活動を支援している。

② ぱちんこ営業の健全化

ぱちんこ営業は、国民の身近で手軽な大衆娯楽となっているが、パソコンにより出玉を調整する遠隔操作事犯や、遊技機製造・流通業者が関与する遊技機の不正改造事案が多くみられる。このため、警察では、遊技機の不正改造事犯等の取締りを強化するとともに、関係団体による自主的な健全化のための活動を支援するなど、ぱちんこ営業の健全化を図っている。

(3) 性風俗関連特殊営業等の状況

① 性風俗関連特殊営業の状況

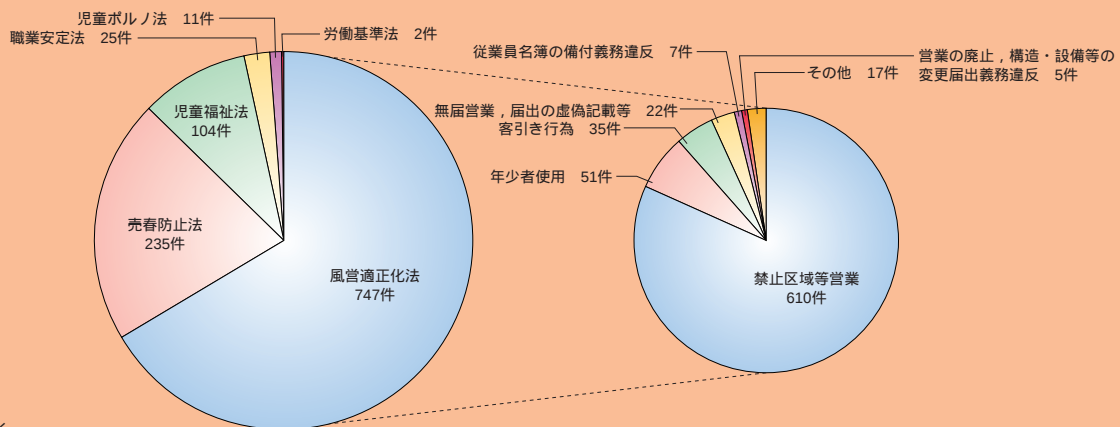
平成14年中の性風俗関連特殊営業の状況をみると、11年から風営適正化法の規制対象になった無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業は、14年中も大幅に増加し、11年に比べて約5倍となっており、無店舗型ファッションヘルスは店舗型ファッションヘルスの約12倍となっている（表2-29）。

表2-29 性風俗関連特殊営業の営業所数等の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
総数（軒）		11,876	14,628	17,945	21,589	27,024
店舗型性風俗特殊営業	第1号営業（個室付浴場業）	1,268	1,265	1,270	1,268	1,276
	第2号営業（店舗型ファッションヘルス）	863	875	908	947	994
	第3号営業（ストリップ劇場等）	494	481	494	518	524
	第4号営業（モーテル営業等）	7,847	7,314	7,143	6,994	6,868
	第5号営業等（アダルトショップ）	1,404	1,318	1,324	1,318	1,294
無店舗型	第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）	-	2,684	5,425	8,434	12,251
	第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）	-	462	964	1,529	2,015
	映像送信型性風俗特殊営業	-	229	417	581	929
	店舗型電話異性紹介営業	-	-	-	-	514
	無店舗型電話異性紹介営業	-	-	-	-	359

注：映像送信型性風俗特殊営業とは、風営適正化法第2条第8項に規定するインターネット等を利用して客にポルノ映像を見せる営業をいう。

図2-29 性風俗関連特殊営業の違反態様別検挙状況（平成14年）



注：刑法犯を除く。

② 深夜酒類提供飲食店営業の状況

14年中の深夜酒類提供飲食店営業の状況をみると、13年と比べ、大幅な変化はなく、最近5年間をみてもほぼ横ばいで推移している（表2-30）。

表2-30 深夜酒類提供飲食店営業の営業所数の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
深夜酒類提供飲食店営業（軒）		270,347	269,489	269,884	270,004	270,916

注：深夜酒類提供飲食店営業とは、風営適正化法第2条第11項第3号に規定する営業のうち、深夜において営むものをいう。

(4) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

平成14年の売春事犯の検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は21.1%（253人）であり，依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。検挙人員のうち外国人を国籍別にみると，コロンビア人（50人），タイ人（46人），韓国人（45人），中国人（42人）等が多かった。

最近では，公衆電話ボックス等いわゆるピンクピラをはり付けて売春を誘引する事犯や，客等との連絡に携帯電話，転送電話等を利用して売春をあっせんする派遣型売春事犯が目立っている。

表2-31 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成10～14年）

区分		年次		10		11		12		13		14	
		件数・人員		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数				3,388	1,464	3,475	1,330	2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200
街娼型	勧誘等			296	284	367	363	345	354	278	277	234	227
	場所提供			143	209	102	156	83	129	67	88	69	132
管理型	管理売春			9	25	7	15	10	26	13	36	4	7
	資金提供			6	7	13	14	3	4	3	4	9	9
派遣型	周旋			1,877	781	1,857	647	1,585	614	1,724	684	2,015	747
	契約			1,047	156	1,123	130	911	88	742	74	539	62
その他				10	2	6	5	10	10	13	14	31	16

事例

暴力団組長（47）らは，14年5月，外国人街娼から金銭を徴収し，警察官等の取締りの見張りをしたり，取締り際には車両に乗せて逃走するなど，外国人街娼による路上での勧誘・客待ち行為を容易にした。5月から6月にかけて，タイ人街娼ら3人を売春防止法（客待ち）違反で検挙するとともに，同組長ら3人を同法（客待ち）違反の幫助で検挙した（警視庁）。

わいせつ事犯についてみると，公然わいせつによる検挙は11年以降増加傾向が続いている。また，わいせつ物頒布等による検挙は，ビデオ店におけるわいせつビデオ等の販売事犯や，チラシ等で宣伝し代金引換制度を利用した宅配形式による非対面の販売事犯が依然として多い（表2-32）。

表2-32 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成10～14年）

区分		年次		10		11		12		13		14	
		件数・人員		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数				1,886	1,977	1,759	1,861	1,929	1,925	1,889	1,858	1,966	1,860
公然わいせつ				1,217	1,096	1,163	1,106	1,377	1,183	1,438	1,266	1,573	1,377
わいせつ物頒布等				669	881	596	755	552	742	451	592	393	483

ゲーム機等を使用した賭博事犯では、検挙件数等は減少しているものの、押収賭金は増加している。また、トランプゲームやルーレット用の設備を設けて遊技をさせる「カジノバー」といわれる営業における賭博事犯が依然として多い（表2-33）。

表2-33 ゲーム機等を使用した賭博事犯の検挙状況の推移（平成10～14年）

区分		年次	10	11	12	13	14
検 挙	件数（件）		227	108	150	113	95
	人員（人）		1,583	632	989	933	873
	営業所数（軒）		127	64	55	66	69
			（56）	（22）	（20）	（29）	（42）
	押収台数（台）		1,198	564	657	721	313
	押収賭金（万円）		43,000	16,000	19,000	33,000	42,000

注：（ ）内は、第8号営業の許可を受けていた営業所数で内数である。

（5）風俗環境の浄化活動

①風俗環境浄化協会の活動

風俗環境浄化協会は、民間における風俗環境浄化の気運を一層促進するため、

- ・風俗環境に関する苦情の処理
- ・風営適正化法に違反する行為を防止するための啓発活動
- ・少年指導委員の活動に対する援助
- ・都道府県公安委員会の委託を受けての管理者講習^{（注）}

等を行っている。

②地域住民と連携した風俗環境浄化活動

警察では、売春やわいせつビデオテープの販売等を目的として一般家庭にまで大量に配布されているいわゆるピンクビラの作成・配布に関与した者を取り締まるなど、悪質な風俗関係事犯の積極的な取締りを推進するとともに、地域住民や関係団体と協力して風俗環境の浄化に努めている。

また、警察においては、不当な客引き行為やいわゆるピンクビラ配布行為の取締り等、風俗環境の浄化に資する条例の制定及び運用を行っている。

事例

大阪市内の公衆電話ボックス内には、いわゆるピンクビラが恒常的かつ大量に貼付されていたが、公衆電話ボックス内は大阪市屋外広告物条例の適用対象外であり、N T T職員が管理権に基づきビラをはがすことができるのみであった。

そこで、大阪府警察がN T T西日本に働きかけた結果、第三者に公衆電話ボックスの管理権を委託する「公衆電話ボックス管理人制度」が創設され、同府警が大阪府警備業協会に委託して結成した「セーフティサポート隊」の隊員等が、委託された管理権に基づき公衆電話ボックス内のいわゆるピンクビラの撤去活動を推進している。

（注）管理者講習とは、風俗営業の営業所ごとに選任された管理者を対象に、風営適正化法に規定する遵守事項や暴力団からみかじめ料等を要求された場合の対応要領等について指導を行う講習である。

環境犯罪への対応

(1) 環境犯罪対策の推進

○ 最近の産業廃棄物不法投棄事犯の特徴

- ・ 車両ナンバーの隠ぺいや見張りを立てるなど悪質な工作
- ・ 「自社処分」、「保管」と称して廃棄物を大量に受け入れての不法投棄
- ・ 深夜、早朝にかけてのゲリラ的な山林部への不法投棄



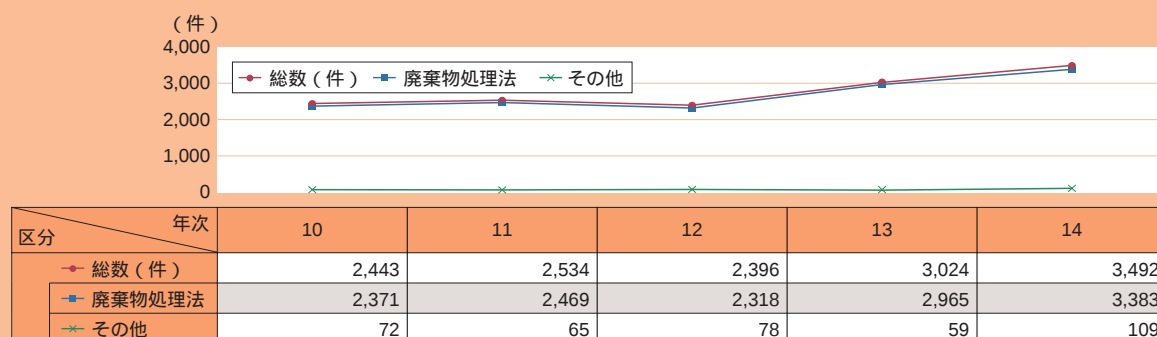
不法投棄された産業廃棄物

○ 環境犯罪の取締り状況

警察では、環境を破壊する犯罪である「環境犯罪」の取締りを強化している。

特に、廃棄物の不法投棄事犯等を重点取締り対象として、組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導・命令を無視して行われる事犯等を中心に、排出事業者の責任追及や原状回復を念頭に置いた取締りを強化している。また、関係機関に必要な情報を提供して強制措置の発動を支援し、環境被害の拡大防止及び早期の原状回復を促している（図2-30）。

図2-30 環境犯罪の法令別検挙状況の推移（平成10～14年）



事例

埼玉の家屋解体業者（41）らは、茨城県の行政指導に対し、「自社廃棄物の保管」等と抗弁して、平成13年4月から5月ごろまでの間、茨城県内の造成地において、東京、埼玉及び栃木から搬入した廃プラスチック等約3,000立方メートルを不法投棄した。14年2月までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）違反で13人を検挙した（茨城）。

(2) 絶滅種等の野生動物に係る事犯の取締り

警察では、生態系の破壊を防ぎ、動物を保護するための取締りを行っている。

事例

金物販売業者（48）らは、ワシントン条約で商取引が禁止されているアカピタイヒメコンゴウインコ、ヒスイインコ等の個体をベルギー等より繁殖目的と偽って輸入し、販売するなどした。平成14年1月、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反で3人を検挙した（愛知）。



保護されたヒスイインコ

危険物対策の推進

(1) 高圧ガス，消防危険物，核物質等による事故等の状況

平成14年には，事業所や一般家庭において，高圧ガス，消防危険物による事故が206件発生し，死傷者は，157人に上った。

警察では，高圧ガス，消防危険物等による事故を防止するため，関係行政機関との連携を図り，取締りを行っている（表2-34）。

表2-34 危険物関係事犯の法令別検挙状況（平成10～14年）

法令別 件数・人員	10		11		12		13		14	
	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数	243	228	245	260	161	151	133	141	160	186
高圧ガス保安法	106	112	137	158	81	87	73	81	101	115
液化石油ガス法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防法	136	115	108	102	74	58	59	59	56	68
放射線障害防止法	1	1	0	0	5	5	0	0	1	2
石油コンビナート法	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
ガス事業法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子炉等規制法	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0

(2) 放射性物質，特定物質等の安全対策の推進

放射性物質及び化学兵器の原料となるような特定物質等の運搬に当たっては，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律，放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づき，都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。平成14年中の届出件数は，核燃料物質等関係が835件，放射性同位元素等関係が1,107件であった。警察では，これらの物質の運搬の安全確保のため，使用者等に対して事前指導や必要な指示等を行っている。

事例

建設会社社員（34）らは，14年11月，高圧ガスであるアセチレンガス及び酸素ガスの充てん容器を普通貨物自動車に積載して移動する際，車両の見やすい箇所に警戒票を掲げず，また，消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行していなかった。15年4月までに同社社長ら3人を高圧ガス保安法違反で検挙した（警視庁）。

正常な経済活動等の確保

(1) ヤミ金融事犯等への対策

○ヤミ金融事犯の特徴

- ・ダイレクトメール、チラシ、電話等で融資を勧誘
- ・一般市民（そのほとんどは多重債務者）を対象にした3～5万円程度の少額の貸付けを反復
- ・数百～数千％（年利）の極端な金利が常態化（検挙事件中、最大のものは、約17万％）
- ・検挙事件の約3分の1に暴力団が関与

○ヤミ金融事犯の取締り状況

平成14年中のヤミ金融事犯^(注)の検挙事件数及び被害人員の数は、統計開始（それぞれ2年、8年）以降最多の238事件、約12万2,000人であった。



ぱちんこ店駐車場で頒布された090金融のチラシ

表2-35 金融事犯の検挙状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
検挙事件数	ヤミ金融事犯	165	149	168	210	238
	その他	11	13	9	6	7
	合計	176	162	177	216	245
検挙人員	ヤミ金融事犯	345	321	461	517	446
	その他	26	25	33	23	24
	合計	371	346	494	540	470
検挙法人	ヤミ金融事犯	2	5	6	10	15
	その他	0	1	1	0	0
	合計	2	6	7	10	15
(注1) 被害人員等	ヤミ金融事犯	73,437	62,758	49,663	79,454	122,115
	その他	4,471	55,626	41,904	16,361	3,167
	合計	77,908	118,384	91,567	95,815	125,282
(注2) 被害額等	ヤミ金融事犯	260億6,505万円	180億7,659万円	160億3,609万円	186億7,510万円	159億8,384万円
	その他	128億1,506万円	720億2,615万円	599億5,559万円	275億2,706万円	162億5,179万円
	合計	388億8,011万円	901億0,274万円	759億9,168万円	462億0,216万円	322億3,563万円

注1：被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、貸金業に関連した詐欺の被害者等を計上している。

2：被害額等には、高金利に係る貸付金額、貸金業に関連した詐欺の被害額等を計上している。

3：その他には、銀行法違反（無免許）等が含まれる。

事例1

東京都の登録を受けた貸金業者（30）は、14年1月から8月までの間、主に多重債務者を対象にダイレクトメールを送付して融資を勧誘し、貸付けや取立てに銀行振込を利用して、約1,700人に法定金利の約77倍から約6,000倍（最高年利約17万％）の高金利で約2億1,000万円を貸し付けた。14年9月、出資法（高金利）違反で検挙した（警視庁）。

事例2

暴力団組員（45）らは、「即金、TEL090-xxxx-xxxx」等と記載したチラシを電柱にはり付けて融資を勧誘し、携帯電話で顧客からの融資申込みを受け、約100人に法定利息の約17倍の高金利で約1,100万円を貸し付けた。14年9月、貸金業法（無登録）及び出資法（高金利）違反で2人を検挙した（福島）。

（注）ヤミ金融事犯とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（高金利）事件及び貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等をいう。

(2) 悪質商法への対策

① 資産形成事犯

資産形成事犯の検挙では、景気の低迷や低金利を背景として、高配当を確約して投資名下に金銭をだまし取る大型詐欺事件等、大規模かつ組織的な事件の検挙が目立った。平成14年中の資産形成事犯の検挙事件数は9件、検挙人員は116人で、被害額は過去10年間で最多の約1,890億円であった（表2-36）。

表2-36 資産形成事犯の検挙状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
検挙事件数		14	16	20	24	9
うちネットワーク利用		2	1	0	5	1
検挙人員		72	102	88	119	116
うちネットワーク利用		21	9	0	38	13

事例

健康食品販売を仮装した会社の実質経営者(68)らは、11年9月以降13年12月までの間、セミナーを開催して、参加者に対し「栄養補助食品等の販売代理店の権利を取得し、仕入れた商品を会社に再び販売委託すると、1年間で権利取得費用の倍近い利益が得られる」などと虚偽を申し向け、約4万9,300人から約1,549億円をだまし取った。14年12月までに、詐欺罪で14人を逮捕し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)(組織的詐欺)違反で追送致するとともに、15年1月、同法(組織的詐欺)等違反で52人を検挙した(警視庁、沖縄、愛媛)。

② 特定商取引等に係る事犯

特定商取引等事犯については、高齢者等の社会的弱者を対象に、点検を装って高額な改修工事を行う事件や、内職あっせん名下に主婦らに高額な教材を売りつける悪質な事件の検挙が目立った。14年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は107件、検挙人員は279人であった（表2-37）。

表2-37 特定商取引等に係る事犯の検挙状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
検挙事件数		108	91	97	116	107
うちネットワーク利用		6	17	31	53	42
検挙人員		340	290	300	282	279
うちネットワーク利用		8	43	44	65	56

③ 消費者被害対策の推進

警察では、悪質商法による消費者被害の未然・拡大防止を図るため、都道府県警察に「悪質商法110番」等の相談窓口を設けて相談を受け付けている。また、最近の悪質商法の手口、発生状況、被害防止対策等について、各種の会合やインターネットのホームページ等あらゆる媒体を用いた広報啓発活動を推進している。

(3) その他の経済事犯の現況と取締り

① 不動産取引をめぐる事犯

平成14年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は57件、検挙人員は105人であり、検挙した事件の主な適用法令は、建設業法、宅地建物取引業法(以下「宅建業法」という。))及び建築基準法であった。

② 国際経済関係事犯

14年中の国際経済事犯の検挙事件数は62件、検挙人員は48人であり、検挙した事件の主な適用法令は、関税法、外国為替及び外国貿易法であった。

知的財産権侵害事犯・保健衛生事犯等の取締り

(1) 知的財産権侵害事犯の現況と取締り

平成14年中の知的財産権侵害事犯の検挙では、韓国等で製造された偽ブランド品が国際郵便や手荷物として密輸され、販売される事案が目立ったほか、インターネットの普及に伴い、これを利用した不正商品の販売事犯や公衆送信権侵害事犯等が増加している（表2-38）。

表2-38 知的財産権侵害事犯の法令別検挙状況の推移（平成10～14年）

法令別	年次 件数・人員	10		11		12		13		14	
		件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		1,100	392	691	407	829	399	655	371	642	412
商標法		489	254	382	250	504	252	417	253	476	287
不正競争防止法		23	0	13	15	19	8	40	17	15	5
著作権法		588	138	296	142	304	136	187	82	147	115
特許法		0	0	0	0	1	2	3	7	2	2
意匠法		0	0	0	0	0	0	7	10	2	3
実用新案法		0	0	0	0	1	1	1	2	0	0

注：不正競争防止法違反については、知的財産権侵害事犯に関係しないものを除く。

〔偽ブランド品の販売〕

フリーマーケットや繁華街の露店、雑貨店等で販売される偽ブランド品の多くは、海外から持ち込まれたものであり、これらの密輸入や販売には、外国人が関与している例が多いことが判明している。

事例1

バッグ販売業者（62）らは、14年8月以降10月までの間、自己が経営する店舗において、偽ブランド品（ショルダーバッグ等）を販売した。10月、商標法違反で2人を検挙するとともに、11月、被疑者らからの注文を受け、韓国内で購入した偽ブランド品を卸売した韓国人ブローカーを検挙した（山口）。



事例2

無職の男（36）は、12年6月以降13年10月までの間、自分のホームページを利用して、複製したビジネスソフト等を販売し、販売代金を架空名義口座に振り込ませた。14年9月、著作権法違反で逮捕するとともに、10月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した（北海道）。



警察では、知的財産権侵害事犯に対する取締りを権利者等と連携して実施しているほか、外国捜査機関との情報交換、権利者の外国での訴訟活動の支援、不正商品対策協議会^(注)と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除等の知的財産権保護のための取組みを推進している。

○14年中に警察庁が後援等した広報啓発活動

- ・「アジア知的財産権シンポジウム2002」
(不正商品対策協議会主催, 2月, 東京)
- ・「不正商品防止キャンペーン「ほんと? ホント! フェアin名古屋」」
(不正商品対策協議会主催, 5月, 名古屋)
- ・全国生涯学習フェスティバル「まなびピア石川2002」
(文部科学省等主催, 10月, 石川)



ほんと? ホント! フェアin名古屋

(2) 食の安全に係る事犯等の保健衛生事犯の現況と取締り

平成14年では、産地等虚偽表示事犯が急増したほか、無認可添加物を製造、販売した事案、無登録農薬を輸入、販売した事案が相次いで発生し、これら「食の安全」に係る事犯が大きな社会問題となった。

表2-39 保健衛生事犯の検挙状況(平成14年)

法令別	検挙件数(件)	検挙人員(人)
総数	375	403
薬事関係事犯	166	193
医事関係事犯	56	70
食品衛生関係事犯	22	23
食品産地等虚偽表示事犯	9	25
その他	122	92

事例

大手食肉会社役員(51)らは、13年11月以降12月までの間、中国産等の輸入鶏肉を国産と表示して販売した。14年6月、不正競争防止法違反で2法人、7人を検挙した(埼玉、鹿児島)。

(3) 諸法令違反の取締り

警察では、無線局の不法開設に係る電波法違反や、密漁に係る漁業法違反及び水産資源保護法違反等について、積極的な取締りを行っている(表2-40)。

表2-40 主な諸法令違反の検挙状況(平成14年)

法令別	検挙件数(件)	検挙人員(人)
電波法	705	697
漁業法	185	254
水産資源保護法	123	150

(注) 昭和61年、不正商品の排除及び知的財産の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体らにより設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種イベントへの参加を通じて、知的財産保護のための広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の法執行機関に対する働き掛け等を積極的に行っている。

銃器犯罪の現状と対策

(1) 平成14年の銃器情勢

平成14年の銃器情勢は、銃器発砲事件数、銃器使用事件数が高い水準を維持する一方で、けん銃押収丁数は減少を続けるなど依然として厳しい状況にある（第1章第1節3（1）参照）。

また、14年は、暴力団以外の者からのけん銃押収丁数が暴力団からの押収丁数を上回った（図2-31）。

特に、近年の特徴として、インターネットを利用してけん銃が取引されるケースが急増している（図2-32）。こうした形態の取引では、買い手の多くがいわゆるガンマニアで、暴力団に関係していないケースがほとんどである。

なお、インターネットオークションを利用した事件では、違法性を疑われないようにするため、出品者が「正規輸入品」とであると説明を加えたり、あえてオークションに出品せず、得意客と直接メールをやり取りして取引した事例があった。

図2-31 銃器発砲事件数とけん銃押収丁数の推移

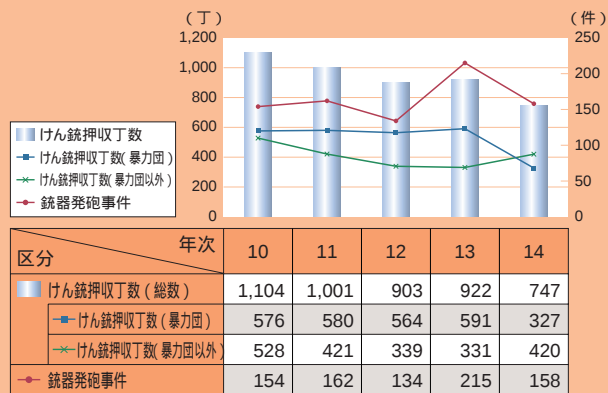
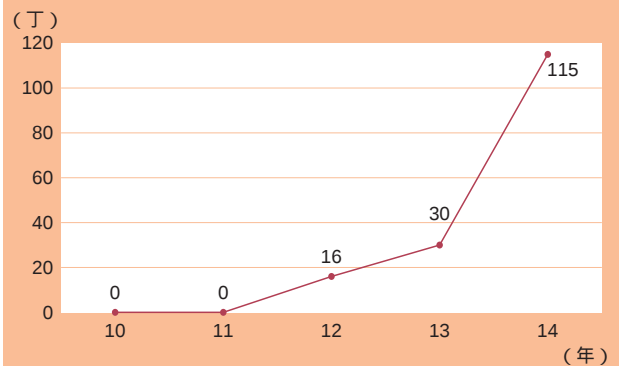


図2-32 インターネットを利用して取引されたけん銃押収丁数の推移



事例

14年10月、インターネットオークション利用のけん銃密売容疑事件を認知し、出品者宅を捜索の結果、けん銃1丁を押収した。その後、同出品者にけん銃を販売した会社員を通常逮捕するとともに、同人の供述から、同種のけん銃を購入した会社員ら顧客12人を割り出し、1都1府7県にわたる捜索によりけん銃56丁等を押収した（愛知）。

(2) 違法銃器の根絶に向けた国民等の理解と協力の確保

①積極的な広報啓発活動の推進

警察では、「けん銃110番」を全国の警察本部に設置し、違法銃器に関する情報提供を求めているほか、銃器犯罪根絶に向けた広報用ビデオやパンフレットの作成、街頭キャンペーンの実施、「銃器犯罪根絶のための集い」の開催等、違法銃器根絶に向けた広報啓発活動を積極的に推進した。

事例

警察庁は、平成14年11月、宮城県銃器対策推進本部との共催により、「銃器犯罪根絶の集い・宮城大会」を開催し、少年を主たる対象として、銃器犯罪のない社会を築くことの重要性を訴えた。



銃器犯罪根絶の集い・宮城大会

②関係機関・団体との連携

違法銃器を根絶するためには、地域社会や様々な関係機関・団体の理解と協力が不可欠である。警察では、税関、海上保安庁、自治体等の関係機関だけでなく、民間ボランティア団体との連携を含めて官民一体となった活動を推進している。

コラム
6

ストップ・ガン・キャラバン隊の活動

ストップ・ガン・キャラバン隊は、銃器使用犯罪の被害者の遺族や銃器問題に深く関心を持つ研究者などで構成された民間ボランティア団体である。同隊は、都道府県が主催する銃器犯罪根絶のための県民の集いをはじめとする各種大会等での講演やインターネットホームページを通じ、けん銃の恐ろしさ、銃器犯罪の悲惨さを訴え、違法銃器根絶意識の高揚を図っている。



ストップ・ガン・キャラバン隊ホームページ

(3) 猟銃等の適正管理の推進

平成14年末において都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）の数は38万2,367丁で、許可を受けている人数は20万2,576人である。

14年中の猟銃等を使用した事件は12件であり、このうち殺人・殺人未遂は3件、死者は2人、負傷者は2人で、いずれも所持許可に係る猟銃等を使用した事件であった。また、有害鳥獣駆除中に仲間を誤射したなどの猟銃等による事故の発生件数は54件で、死者は30人、負傷者は25人であった。一方、猟銃等の盗難及び亡失件数は15件（23丁）で、盗難散弾銃を利用した事件も発生した。

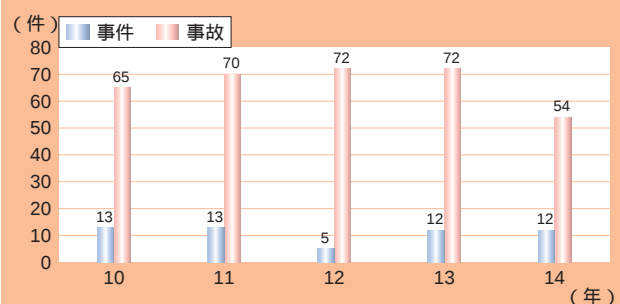


猟銃等講習会

事例

無職の男（46）は、14年7月、群馬県吾妻郡吾妻町の会社員宅から盗んだ散弾銃を使用して、群馬県前橋市内の民家に押し入り家人3人から現金等を強取した上、女性1人を車両内に監禁して連れ去ったが、同女は、栃木県上都賀郡足尾町の山中で犯人の隙を見て脱出した。男は、同町内において、別の2人に散弾銃を突きつけて車両内に監禁して逃走したが、高速道路の料金所で停止したところを逮捕された（群馬、栃木）。

図2-33 猟銃等による事件・事故の発生状況（平成10～14年）



警察では、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、一斉検査、猟銃等講習会や関係団体との会合を通じ、猟銃等の所有者に対して、猟銃等の適正な取扱い、保管管理の徹底について指導を行うとともに、的確な行政処分による不適格者の排除に努めている。

薬物犯罪の現状と対策

(1) 平成14年の薬物情勢

我が国は、現在、第三次覚せい剤乱用期にあり、深刻な薬物情勢が継続している（第1章第1節4（1）参照）。平成14年中の薬物情勢は、覚せい剤事犯の検挙人員が1万6,771人で、1,141人（前年比6.4%減）減少したものの、覚せい剤押収量は437.0キログラムと、30.9キログラム（前年比7.6%増）増加し、依然として大量押収事案がみられた。また、覚せい剤以外の薬物についても、大麻樹脂の押収量が過去最高を記録したほか、MDMA等の錠剤型合成麻薬の押収量が13年を上回り、過去最高を更新するなど、乱用薬物が拡大している。

①覚せい剤事犯

覚せい剤事犯の検挙状況の推移については、第1章第1節4（1）ア参照。

②大麻事犯

14年中は、大麻事犯の検挙人員に引き続き増加傾向がみられ、また、大麻樹脂の押収量が過去最高を記録した（表2-41）。

表2-41 大麻事犯検挙状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
検挙件数（件）		2,021	1,670	1,739	2,240	2,545
検挙人員（人）		1,236	1,124	1,151	1,450	1,748
押収量 （キログラム）	乾燥大麻	99.2	552.1	306.4	818.7	224.3
	大麻樹脂	205.8	199.9	183.4	72.8	244.1



乾燥大麻



大麻樹脂

③麻薬等事犯

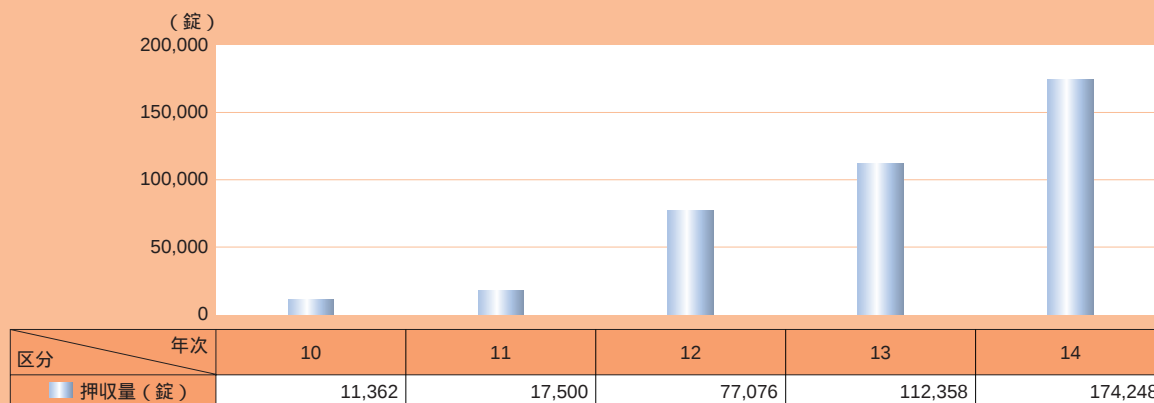
○MDMA等の錠剤型合成麻薬

- ・14年中のMDMA等の錠剤型合成麻薬（LSDを除く。）の押収量は、過去最高の17万4,248錠（前年比55.1%増）を記録した（図2-34）。
- ・これらの錠剤型合成麻薬は、その形状等から使用に対する抵抗感が希薄になることなどから、乱用の拡大が懸念される。



押収されたMDMA

図2-34 MDMA等の錠剤型合成麻薬の押収量の推移（平成10～14年）



注：14年の押収量には、1件1,000錠以上の大量押収事件における覚せい剤とMDMAの混合錠剤の押収量を含む。

○コカイン

- ・14年中のコカイン事犯の検挙件数，検挙人員，押収量は，それぞれ4件（前年比2.7%減），12人（前年比23.1%減），7.0キログラム（前年比29.5%減）減少した（表2-42）。
- ・検挙人員の57.5%を来日外国人が占めた。

表2-42 コカイン事犯検挙状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
検挙件数（件）		200	160	126	149	145
検挙人員（人）		93	71	57	52	40
押収量（キログラム）		20.4	10.3	15.6	23.7	16.7

○ヘロイン

- ・14年中のヘロイン事犯の検挙件数，検挙人員，押収量は，それぞれ11件（前年比20.8%増），7人（前年比21.2%増），14.8キログラム（前年比344.2%増）増加した（表2-43）。
- ・検挙人員の50.0%を来日外国人が占めた。

表2-43 ヘロイン事犯検挙状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
検挙件数（件）		110	83	69	53	64
検挙人員（人）		61	52	48	33	40
押収量（キログラム）		3.6	2.0	7.0	4.3	19.1

○向精神薬

- ・向精神薬事犯の検挙件数，検挙人員，押収量は，近年，鎮静剤，興奮剤とも，おおむね横ばいで推移して

いる（表2-44）。

表2-44 向精神薬事犯検挙状況の推移（平成10～14年）

区分		年次	10	11	12	13	14
鎮 静 剤	検挙件数（件）		39	60	60	37	32
	検挙人員（人）		27	37	30	31	18
	押収量（錠）		27,032	33,252	14,141	29,479	31,184
興 奮 剤	検挙件数（件）		7	8	1	6	2
	検挙人員（人）		4	12	1	7	3
	押収量（錠）		12,425	11,802	53	14,373	12,722

○あへん

- ・14年中のあへん事犯の検挙件数，検挙人員，押収量は，それぞれ80件，43人，5.7キログラムであった（表2-45）。
- ・検挙人員の62.8%を来日外国人が占めた。

表2-45 あへん事犯検挙状況の推移（平成10～14年）

区分		年次	10	11	12	13	14
検挙件数（件）			180	159	120	85	80
検挙人員（人）			132	119	65	44	43
押収量（キログラム）			11.0	7.4	9.0	11.4	5.7

④シンナー等有機溶剤及び脱法ドラッグへの対応

○シンナー等有機溶剤

- ・14年中のシンナー等有機溶剤の乱用者の検挙人員（シンナー等有機溶剤を摂取し，若しくは吸入し，又はその目的の所持により毒物及び劇物取締法違反で検挙又は補導された者をいう。）は4,423人であった。
- ・検挙人員の63.4%を少年が占めた。

表2-46 シンナー等有機溶剤事犯の検挙状況の推移（平成10～14年）

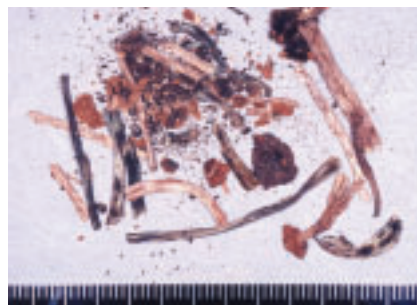
区分		年次	10	11	12	13	14
検挙人員（人）			6,691	6,087	5,136	4,724	4,423
うち少年（人）			4,576	4,272	3,478	3,109	2,802

○脱法ドラッグ

- ・近年，薬物取締法令に触れることなく，多幸感や性的快感等の薬理作用が得られる旨の宣伝をして，いわゆる脱法ドラッグを販売する事案が散見される。
- ・警察では，その成分中に規制薬物が含まれるなど，法令に違反する場合には，関係行政機関と連携して厳

正な取締りを推進している。

- ・なお、いわゆるマジックマッシュルーム^(注)は、14年6月に麻薬及び向精神薬取締法における麻薬原料植物として指定され、麻薬として規制されることとなった。14年中、マジックマッシュルームに係る事犯を57件、55人検挙している。



マジックマッシュルーム

(2) 薬物乱用が身体及び社会に及ぼす影響

- ・薬物乱用は、乱用者自身の精神、身体を蝕むばかりでなく、社会の安全を脅かす。
- ・覚せい剤、麻薬等の乱用は、急性中毒により死亡することもある。
- ・薬物乱用による幻覚、妄想等により、殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすことがある。
- ・平成14年中の薬物乱用に起因する事件の検挙人員は、表2-47のとおりであり、また、薬物乱用に起因する事故は、乱用による中毒死が17人、自殺・自傷が13人、交通事故が26人であった。

表2-47 薬物に起因する事件の検挙人員（平成13、14年）

罪種別 年次	総計 (人)	刑法犯										特別法犯		
		殺人	殺人未遂	強盗	強姦	放火	暴行 傷害	恐喝	器物毀棄	窃盗その他	銃刀法	暴力行為	その他	
14	126	0	2	6	0	2	27	2	8	48	22	1	8	
13	153	1	2	4	0	4	14	0	14	91	16	0	7	
増減	27	1	0	2	0	2	13	2	6	43	6	1	1	

(3) 薬物対策の推進

警察では、薬物対策の中核を担う機関として、薬物問題を治安の根幹に関わる重要な問題ととらえ、薬物の供給の遮断及び需要の根絶を目指し、

- ・密輸入事犯取締りの強化
- ・密売事犯取締りの強化
- ・薬物犯罪組織対策の推進
- ・末端乱用者の徹底検挙
- ・効果的な広報啓発活動の推進
- ・国際協力の推進

を重点とする総合的な薬物対策を、関係機関と連携し、推進していくこととしている（第1章第4節1（4）参照）。

（注）マジックマッシュルームとは、麻薬成分であるサイロシン又はサイロシピンを含有するきのこ類をいう。